

ると、これを家に置くという人はかなりお金持ち、と言った言い過ぎかもしれない。そういうような資金を持って、蓄えのある人とか特別な家に住んでいるとか、こういう人になるんだらうと思うのです。そういう人たちがこのサービスを受ける。恐らく受けたいということじゃなくて、受ける人もいると思うのです。かなり少ない。そうすると、これはかなり専門的な、本当にそれに興味のある放送、それを受けるということになるんだと思うんです。ですから、これはやるとしたら専門放送と言ってもいいのじゃないか。そうなりますと、これは大体そういうものを受けたい人だけが、受けるときに何かお金を払って、有料放送というのかな、そんなことをやるらしいですけれども、受けたい人だけ受けたいんだ、一般の国民には関係ないじゃないか、こういうふうにも思えるんですが、そういう点はどうお考えでしょうか。

○成川政府委員 本年三月に民間通信衛星が打ち上げられまして、それによって放送サービスも可能になってきているわけです。制度的に放送サービスを実現する道がないのですから、今回、法改正を出させていたわけですが、言ってみれば、技術革新の結果このようなサービスが可能になってきましたので、それを国民に還元して、また国民の多様化、高度化しているニーズにもこたえられるということで、このような放送法の改正案を提出させていただいたわけです。先生先ほどお話ございましたけれども、四つのアンテナを設けなければいけませんというように、技術の進歩もございまして、一つのアンテナで可動的に動かせるものもあるようでございますし、また現在のBSのアンテナあるいはチューナー、両方合わせまして十万円以下、数万円というような値段のものも最近出てきているようでございます。量的に生産できるようになりますと、値段もかなり下がっていくのじゃないかと思えます。それと、今先生お話ございましたように、専門的な放送といいますが、そういうものが

中心となって行われるわけですので、国民が選択する情報が多くなるということは好ましいことではないかと思えます。

したがって、初めの段階では一・二メートルのアンテナを必要とするということもございまして、それほど一挙に普及するとは思いませんが、だんだんと国民に理解されて、一般国民の方にも及んでいくんじゃないか。必ずしも四つとか五つとか、全部アンテナをつけるという必要はないわけでございます。選択するものをその方向に受信アンテナを設けて見ていただくということでございます。また、繰り返しますけれども、当初から爆発的な普及というのはいくぶん難しいにしても、そういう道をつくっておく、放送サービスが実施できるような体制を整備しておくという必要性はあるんじゃないかというふうに私は考えているところでございます。

○松前委員 今のお話にほとんど反論したいんですが、余りやっても時間がないわけなんです。大体一つ、技術革新の成果を国民に還元するとおっしゃいました。先ほどから私言いますように、恐らくこの放送は専門放送になるだろう。専門放送になると受信者はそんなにつかないですね、数としては。コストが安くなるというほど受信者はつかない。そうなりますとやはり専門放送。それが本当にリーズナブルなコストで平等に提供できるならば、これは国民に技術の還元と言えどありませうけれども、これはそういうことではないかと思えます。ですから、まず、技術の還元なんということを簡単にここで話に出してもらっちゃ困る。

それから、ニーズがあると言われども、ニーズは確かにございます。たくさんございます。だけれども、こんな高いメディアにお金払わないと思われども、ほかのメディアを求めるといいます。音楽放送やろうと思ったらCDなんというのがちゃんとできていくんだから、CDは安いんですね。コンパクトディスク、ああいうようなもの、そういうものに求めるといいます。個人で

持った方がずっと得ですよ、そんな放送を受けるよりも。そういうようなこともあるし、ニーズは確かにあるけれども、ほかのメディアに求めるであります。今でもそういう感じがいたしております。ですから、これは本当に専門放送。それでした、先ほど、普及はそんなに爆発的に起こるものじゃないだろうとおっしゃったわけですね。それならば、なぜこの法律を今一生懸命通そうとするんですか。

もう一つ、さっき、アンテナを四つ設ける。これは郵政省の皆さんに、どういう受信システムになるのか持ってきてくださいと言ったら、四つアンテナかいて持ってきたんです。現状ではそういう技術しかないわけですよ。それを将来はアンテナはこうなると言うなら、それをつくってからだいたいいいじゃないですか、これをやるのは。普及がそんなにない。ニーズだって、いっぱいあるけれども、それはわからない。そのために道開くなんというたって、こういう動くアンテナつくってから開いた方がずっとこれは国民が飛びつきますよ。それを安くして五万円以下とかそういうふうにする保証だって郵政省はないんじゃないですか。五万円以下にできる、そういう保証だってないと思えます。だから、これはもう本当に特別な人たちのための専門放送ということになると、何で今の法律、一生懸命急ぐかということですね。それをちょっと言ってください。

○成川政府委員 先生お話ございましたように、ニーズはあるわけでございます。通信衛星を利用して放送サービスも、先ほど来お話し申し上げておりますように可能となつていくわけですが、制度的にその道がないわけでございます。先ほど来繰り返しますけれども、技術的にできることを制度的にストップして国民に選択をゆだねられない、国民がサービスを受ける道をにつくらないというところは許されたいわけでございますので、全国民が加入するといふような状態というのはその早期には来ないとは思いますが、ニーズがあるにもかかわらずその道を閉ざすということは許さ

れないんじゃないかという感じがするわけでございます。放送による言論、表現活動のより一層の充実を図るという観点からしても、選択肢を広げるということは私も必要だというふうに理解しているところでございます。

それから、本年三月にもう既に通信衛星が打ち上げられておりますし、十月にはまたさらに二個打ち上げられる予定でございます。合計四個になるということで、先ほど来のお話があるわけでございますが、この通信衛星を利用していつでも放送サービスが実施できる体制というものをまずつくっておく、整備しておく必要があるという観点から早急に法改正が必要であるということで、今回の法改正を提案させていただいたような次第でございます。

○松前委員 将来の道を閉ざすなんていうことはだれも言っておりません。閉ざさないように、しっかりとやるべきことをやらないじゃないかということを言いたいわけですよ。私はこれからいろいろまた言いますけれども、閉ざすんじゃないことは全然言っていないです。閉ざすんじゃないで、むしろしっかりとやって、大に一般の人たちがチャンネルで使えるようにするということをやらないければいけません、しっかりとやらなければいけません。

では、しっかりとやってないじゃないかというのをこれから議論をさせてもらおうと思えます。技術の問題ですけれども、また後でいろいろ戻ってお聞きしますけれども、大体、今上がっております衛星で技術の問題は一切ないと考えていらつしやいますか。

○成川政府委員 この放送の関係の技術基準につきましては、電技審にかけ十分御審議していただいて答申を得て省令等の改正に取り組みたいというふうに思っております。その過程におきまして電波監理審議会等におかけいたしました御意見を聞くというようにも考えているところでございます。

○松前委員 電技審にかけたって、どういう中身

か、大分皆さんからお聞きしていたわけでありまして、今この委員会に来る前に十分議論もしてありますけれども、問題は何かというと、単なる机上のプランでもって今回のことをやうたというお話を聞いておられます。それが違うと言うのなら、実験どころかやうたかというのをちゃんと教えてもらいたいのです。机上のプランだけでやうたというのは大変危険がある。一体それがそんなものを出したのか、机上のプランを。

なぜそんなことを言うかというところ、これは一・二メートルというアンテナを使うということになつていくんですね。ところが、新規に放送をやりたいという人から話を聞きますと、〇・四メートル、四十センチのアンテナで最初はやると言っているんですね。これは受かるかもしれない、普通の状態でありましたら。人工衛星一個であつたら受かると思いませんか。それで十分できると私は思います。放送できると思うけれども、今度のものはたくさん上がるのですね。人工衛星四つ上がつて四度間隔で――四度間隔だつてだれが決めたか知りませんが、四度間隔で配置される。そうしたら、これは当然干渉があるでしょう。干渉がないなんて郵政省が言えるわけはないのでありまして、干渉があるでしょう。これは新しい問題なんです。四センチで受けたら干渉がふえるのですよ。だから、一・二メートル以下ではやつてはいけないという基準も何もつくつてないであつた送をやらせようとするから、それを信用して新しくやろうとしている人たちは、ちっちゃいアンテナでいいじゃないかなんて言っている。実際にやってみてこれがもし問題だということになつたら、郵政省さんが責任を負いますか。

〇成川政府委員 先生、お話をいたしましたように、五十センチ程度の大きさを想定しているものもあると聞かれましたけれども、アンテナの大きさは伝送する情報の変調方式によって異なることは、先生、専門家でございますのでお詳しいので、こんなことあえて申し上げるまでもないの

ですが、通信衛星は放送衛星に比べ電力が三分の一程度でございます。隣接衛星の軌道間隔を四度と想定してテレビジョン放送の場合は直径一・二メートル程度必要でございます。一方、デジタル音楽放送の場合は多重するチャンネル数によつても異なるわけでございますが、六チャンネル程度の場合でも一メートル弱くらいは大きさが必要と考へております。いずれにいたしましても、アンテナの大きさを等しい受信機器の性能につきましては、電気通信技術審議会において検討する予定でございます。

それから、サービスの品質が十分でなかった場合にだれが責任をとるのかという後段の御質問でございますが、十分なサービス品質を確保するために所要の技術基準を策定しなければならぬわけでございます。その関係につきましては、先ほど来お話し申し上げておりますように、電気通信技術審議会にかけまして御意見を聞いて、それをうまうまとして技術基準をつくつてまいりたいというふうに考へております。技術基準に適合しない、技術基準を満足しない無線局については、当然でございますが免許をしないということでございます。

それから、受信側につきましては、技術基準策定の際に前提とした受信条件について守つていただくように、広く周知していかねばならぬというふうに思っております。この点は、今後技術基準策定がなされた際に、受信条件についても広く周知をして、守られるようにやっていきたいというふうに考へております。それから、有料放送の場合でございますが、委託放送事業者と受信者の契約約款の中で品質の保証とか責任の所在等につきましては規定してまいりたい。これは郵政大臣の認可事項でございますので、その辺は指導していきたいというふうに考へております。

〇松前委員 今、技術基準を定めたい、電気通信技術審議会に出して承認を得たい、こういうことですね。その技術基準を決めるためには何をやり

ますか。何をやって技術基準を決めていきますか。

〇成川政府委員 技術基準をつくるために、いろいろとその中身につきまして御議論いただくわけでございますが、通信衛星を用いた放送としての技術基準のあり方といたしましては、送信の標準方式とか干渉基準あるいは品質基準等について議論していただくことになるのではないかと考へております。

〇松前委員 これは実験を全然やらないのですか。実験をやらないうで、また机の上だけでやるのですか。

〇成川政府委員 これは、電気通信技術審議会の方でどのようなやり方をやっていたかとか考へていただくことになりませんが、現時点におきましては、実験というようなことは私どもとしても考へられないんじゃないかと考へております。

〇松前委員 考えられないか考へられるかというのは、電気通信技術審議会の方で、皆さんの意見で決めるということですね。もしそこで実験をやるといふことになれば、当然衛星二個を使つてやりますか。

〇成川政府委員 J・C・S・A・TあるいはS・C・C、現在民間通信衛星会社で打ち上げようとしております四個の衛星と同様のK・U・バンドを用いた通信衛星につきましては、欧米において映像伝送とかディジタル音声伝送が広く行われておりまして、現実使用されているわけでございます。

それから、現在想定されております音楽のディジタル放送でございますが、衛星テレビジョン放送の音声部分の技術をもっとも利用するものでございまして、システムとして行われておりますので、システムの開発は済んでおるといふふうに思っております。したがって、電技審の方でも実験をするということにはならないのではないかと考へております。ただ、電技審の方の御意見を聞いてみなければわかりませんが、私の方で

はそういうふうに考へているところでございます。

〇松前委員 局長、全然何もわかつていないということはよくわかりました。

それで、そのシステムはいいのですよ。それは衛星一個のときは構わないですよ。一生懸命実験をやつて、今それが可能かというのでやっているわけですね。それを今やっているわけですね。

私の言っているのは、衛星が二つあつたときに、そういうやうが二つ出てきたときに相互に干渉があるでしょう、その技術基準をしっかりとしないやうだめじゃないですか。これは大変な話ですよ。これは郵政省の電波の関係の人がお得意のところじゃないですか。そこを言っているのですよ、それをやりますかといつて。

〇成川政府委員 先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、電技審の方で御議論いただくわけでございます。電技審の方で、実験するかどうかというところを最終的には御判断されるんじゃないかと思ひます。

五月末、若干延びるかどうかわかりませんが、まだ実際に打ち上げるかどうかはわかりませんが、S・C・Cがもう一個打ち上げるといふことになりまして、先生のお話のように四度間隔とかいふようなことではなくて、現在のJ・C・S・A・Tで打ち上げられていく衛星との軌道間隔は八度というふうなことでございまして、そういう打ち上げられているものを中心として、それが動き始めれば、それに伴う実験も可能ではないかというふうには個人的には考へております。

〇松前委員 実験をやる方はいろいろありますから、それは電技審の皆さんの方がずっと知恵があるわけですから、その方々にお任せするとして、もし実験をやれということになれば、これはだれかがやらなきゃいけないのですね。

私はちょっとここで申し上げたのは、郵政省は今まで、こういう問題が出たときに、それに就いて実験をやれとか答えを出せとかいうことが出てきますと、いつもN・H・KとかN・T・Tとか、そう

いうところへ話を持っていくのですよ、おまえのところでも実験をやつて答えを出せと。これはいっばいお金を使うのですよ、予算を。お金がないのに、そうやって人のところにこういう問題を持つていく。大体、電波研は何をするところですか。

○成川政府委員 電波研、現在の通信総合研究所におきましては、電波を中心とした研究をしていくところは、衛星関係あるいは放送関係につきましても、ゴーストキャンセルだとかいうようなこともやっているとどういうふうに聞いております。

○松前委員 電波研じゃなくて通信総合研究所ですか、名前を変えたわけですから、さらに電氣通信という形になれば、そういうところでこれはやるべきじゃないですか。恐らく黙ってこればこれはどこに頼むかという、放送だからNHKちょっとやれと。NHKは今これをやろうと思っていないですね。今やろうと思っているんじゃないところを押しつけていつも、やれ、研究員がいるんだから、それでデータを出せと言って、こういう格好をやっているものだから、郵政省の皆さんの予算というのは非常に少なくて済んでいるのですよ。こんなのはおかしいというのです。ちゃんと取りなさいというのです。どうですか、その辺は。

○成川政府委員 先生御案内のとおり、郵政省の一般会計予算は非常に規模が小さくて、年々そのシーリング突破ということで努力をされてきているところでございますが、現下の情勢からいいたしますと、一気にその金額をふやして何でもかんでも自分のところでやるという体制にはなかなかないかないのじゃないかというふうに考えているところでございます。ただ、実験をやるかやらないか、まだ仮定の話でございますが、電技審がどのようにお答えを出されるかわかりませんが、仮にやるということになった場合にはBTA、放送技術協議会というのがございます、その場なども活用する道があり得るのじゃないかというふうに考えておりますが、これもBTAの方にお話ししてい

るわけではございませんのでその御了解も得なければいけない話でございますので、ここで結論として申し上げるわけではございませんが、もし実験をやるといふことになりました場合には、いろんな方途を考えながらそれにこたえられるように考えていかねばいかぬというふうに思っております。

○松前委員 今回のものはそういうことで電氣通信技術審議会、これの結論でいろいろ行動されるということですが、今私言っているのは、こういうような問題が出てくるといつもほかのNHKとかNTTとかに強要するわけですよ、通信総合研究所というのがあるが、だから、そういうのはそっちへ持っていくかないで、ちゃんとこれは郵政省の責任として、干渉の問題とか電波の問題などです。これはやっぱり郵政省は予算をとって、シーリングとか何とかおっしゃったけれども、あの予算見たって微々たるものです。シーリングの中にも入らないぐらゐの小さな予算です。あれぐらゐいふやすことはできますよ。そのぐらゐいふやらないとどんどんしよばくなっちゃうんじゃないですか、郵政省の電波関係の皆さんは。仕事がどんどんなくなるからこうやって一生懸命放送行政に手出しして自分の権益をこちで広めようなんて、そう思っているんじゃないですか。そんな感じがしてしょうがないですね、これは。大体予算をいっばいとらないのが間違いのもとじゃないですか。

それで、そこはそういうことで、とにかく電技審、電氣通信技術審議会、この状況によつては実験をやれという話にもなるかもしれないというところです。普通は、それではその結果によつてそこで初めてこれはシステムとして成り立つということになるのですね。そうしたら、そこで法律をつくって提案するというのが普通じゃないですか。今回の法律が先に来ちゃって、通っちゃってから技術的な問題をやるというのは、もう決まらているということじゃないですか。そこはどういうふうな解釈したらいいのですか。

○成川政府委員 通信衛星の通信サイドの技術的な可能性は、実際にサービスが行われておりますので、あるわけではございます。映像伝送等もそれによってある程度可能ではないかというような観点からこのようなことをやったところでござい

それから、過去に電氣通信技術審議会、研究会を開かしていただきまして、境界領域に関する研究会等におきましていろいろと御議論いただいたわけですが、その検討から、通信衛星を用いた放送システムは技術的に実現可能ではないかというふうな判断したところでござい

放送としての技術基準の具体的な検討は、通信衛星による放送サービスの制度的な導入の見通しを得られてから検討を開始しようということにしたわけではございますが、放送と通信との境界領域的研究会というものを設けて御議論していただいたわけ、通信と放送をどういふふうに分けるかという結論も出ない段階において電技審にかけてしまうことになりました、まあ言ってみれば先入観といひます、ある程度結論を先に出すようなことにもなりかねないというふうなことがございまして、中間報告を得てからということになってしまったわけですが、中間報告を得てから今日までなぜかできなかったのかということになりますと、これは私も行政的に若干遅滞した面もございまして、今後はそういうことのないよう

うにできるだけ早急に、結論が得られたものはそちらの方の御意見も聞きながら制度の改正等に取り組んでいきたいというふうな考えております。

○松前委員 とにかくやり方、手順が非常に手順というとか何か手続みたいな話だけれども、一歩一歩しっかりやっていって、それで確実にみんなが安心して利用できるという格好にするのが当然だと思ふのです。その手順がどうも間違っていると思うのです。先ほど局長もおっしゃったけれども、これははしかりやっていると、まあ話があつたので、ぜひともこれからちゃんと考えてやってもらわなければ困る。今回の法律、これ

は今こういう状況ですから、とにかく電技審の様子を聞いて、様子というのか皆さんに意見を聞いて、その結論に従つてやってもらう、それから後しかりした格好でスタートするという格好にしろてもらわないと困る。とにかく通せ通せでは、これは話にならぬですよ。そういうことですよ。

もうちょっと技術的なことを聞きたいのですけれども、大体これは技術的な法律的なこともござい

○成川政府委員 通信衛星として打ち上げられ

○松前委員 現状では、世界の主官庁会議で決ま

○成川政府委員 どのチャンネルでやるかにつ

度のところによりたいとか、私も、そのやりた

ということをしてすべて受け入れるわけではございませんけれども、意向等も参酌し、放送普及基本計画で文化的経済的諸事情ということもございませんで、そういうものも含めまして検討させていただきますので、それに必要な周波数を、放送用周波数使用計画の中にどのチャンネルを使うかということを入れて決めていくわけではございませぬ。

○松前委員 そうじゃなくて、どのチャンネルと言われましたね。どのチャンネルといったって、そのチャンネルを決めるのはだれがするのですか。第一チャンネルはどういう周波数のところに置くのですかと、そういうのがあつてしょう。例えばテレビで第一チャンネルは周波数は決まってるんでしょ、あれはちゃんと。それを今度衛星でもちゃんと決めてあるのですか。それはどうやって決めるのですか。自由なのか、勝手に決めちゃったのか、郵政省が決めたのか、これはどうやって決めたのですか。

○成川政府委員 それは周波数使用計画で郵政省が決めていくことになるわけではございませぬ。○松前委員 そうしますと、今のJ・C・S・A・TとかSCCというのは、あのチャンネルプランは郵政省が決めたのですか。どの位置に、どの周波数にどういうチャンネルを置くかというのは郵政省が決めたのですか。

○成川政府委員 そういうことではございませんで、J・C・S・A・T側がどのような放送をやりたいというふうな御意向を持ってるかわかりませんが、受託国内放送事業者としての考え方を私どももお聞きしながら、いろいろな要素を勘案しながら放送普及基本計画で放送する放送番組の数を定めまして、それに伴う周波数使用計画を私どもが決めていくことになるわけではございませぬ。

○松前委員 何かちょっとおかしいですけれども、要するにこれは通信衛星の領域でやっていて、放送と違うところはそこなのです。放送と通信と、考え方が全然違うのですよ。放送衛星の八

チャンネルというのは、国際的に全部決めて割り当ててしまつて、開発途上国も全部やつた。通信衛星は違うでしょう。これは早い者勝ちでしょ。早い者勝ちで決めていくわけですか。だから自由なはずですよ。そのくらいわからないのですか。

○成川政府委員 通信衛星としての立場は先生おっしゃる通りでございませぬけれども、放送として使う場合におきましては、放送普及基本計画と周波数使用計画の中で、どの部分というか、どの周波数帯を使うかということを決めていくというふうな考えております。

○松前委員 成川局長、それでは余りにも局長としては問題がございませぬ。余り言つてもしょうがないですね。要するに早い者勝ちなのですよ。どこにどういうチャンネルを区分するかというのは、J・C・S・A・TやSCCがほとんど決めたのですよ。その中でどこを放送用にしようか、どうしようかと考えるのですか。だから、それを放送普及基本計画に取り込むなんて、こんなばかなことがあるかと言いたいわけですか。大体、通信衛星は自由にとんどんやるわけですよ。それを放送だと

言つてはかつとやるというの、その下の方の国際的な八チャンネル、今やつてはBS、この考え方をそこに取り込もうというのだから物すごい矛盾がある。だから、これは放送だと言つて大見えを切つたつてだめなのですか。専門的な情報をサービスするということにしかならない、そう思いますけれども、その辺いかがですか。

○成川政府委員 通信衛星につきましては先生御案内のとおりでございまして、国際調整を経まして軌道位置とか周波数を決められてるところでございませぬ。その中でどこを放送用に使うかというところではございませぬが、先ほど来申し上げておりますように十二・五ギガヘルツから十二・七五ギガヘルツの周波数帯におきまして放送に使用可能である、供用ということであるというところになつてはいるわけでありませぬ。その十二・五ギガヘルツから十二・七五ギガヘルツ帯におきまし

て、どこを放送としてやつていくかにつきまして、放送普及基本計画と放送用周波数使用計画の中で具体的に定めていくことになるわけではございませぬ。

○松前委員 お答えはいつも同じようですけれども、とにかく自由にやるわけですよ。チャンネルだって自由に決められる。それから軌道位置だってそうでしょう。早い者勝ちでしょう、これは。早い者勝ちなのですよ。だから、先にやつた方が勝ちなのですよ。そうすると、十月一日にやろうとしてる人が勝ちなのですよ。そういう点で私たちはこれはおかしいじゃないかと言つては。放送としてこんな縛りをつけて、何だか知らないけれども、皆さんが一生懸命自分の領域に入れようとしてる。そのこと自体、何だか不明な点が多過ぎる。

もう一つ技術の問題ですけれども、さっき言いましたように全部自由なのですよ。そうしますと、干渉の問題だつて、これは大変な問題なのです。今までの放送の干渉とは話が違ふのです。物すごい実験をやらないとさうした答えが出ないのです。物すごく難しいのです。変調方式もみんな違う。通信衛星の通信の電波も出ている。そういうような中で干渉をどうやってきつとやるか。

それから、放送をやるというのなら国際問題だつてあります。通信ならよかつたものを、放送では国際問題になつてしまふのです。情報の内容、情報そのものに価値があるのですから、中国とかソ連とか、放送衛星の場合に大変な法律問題が出ましたね、国際的な。こういう問題をクリアしなけりゃいけないのです。それも全部含めて簡単に法律をばつとつくつて通そうなんて、こんな簡単なものじゃないということを私は言いたいわけですよ。だから、そういうものを含めて電気通信技術審議会、そういうものの中でも一回その辺を検討するように私は要請したいのです。が、その辺どうお考えになりますか。

○成川政府委員 先ほど来お話し申し上げており

ますとおり、制度ができ上がった段階におきまして電気通信技術審議会にかけまして、今先生御指摘のあつたような点をクリアしていただくようにいろいろとお願ひをいたしまして、御議論いただきまして答申を得て技術基準を作成し、国民の皆さん方に御迷惑のかわらないような方策を講じていきたいと思ひます。

○松前委員 そうしますと、その答申が出るまでは、その新しい放送会社をやりたいというところがあるように思ふけれども、そういうところにはやらせないようにするわけですか。勝手にやつてしまふということではございませぬ。

後でまた同僚から質問があると思ひますけれども、私はそれでいいと言つてはおけません。先ほど申し上げましたように、これは本当は自由なのですよ。もつと自由にできないかということを思つてはいます。そういう点では、今回の放送法の改正というのは中途半端過ぎる。中途半端もいふところ、矛盾だらけのものをつくつてしまつたというところではございませぬ。

今現在、このままではうつておいたらどういふ悪いことがあります。

○成川政府委員 通信衛星を使ったサービスが通信だけ行われることである限りは問題ないと思ひます。例えばCATVに番組供給するだけというふうなことであるならば何も支障はないわけではございませぬが、通信衛星を使って放送サービスを行いたいというのを考えているものでございませぬ。先生も今お話がございましてしたように、そういうものがございませぬ。公衆に対する直接同時の送信ということになりますと放送でございませぬ。放送ということになりますと社会的な影響力も大きいし、地上における放送と全く同様でございませぬ。地上における放送と同様の規律を課していくといふことが、同様の扱いをしていくといふことが望ましいといふことではございませぬ。したが、いまして、放送として行われるような道を今回の法改正によつてつくつていくというのが改正案を提出させていただいた趣旨でございませぬ。

○松前委員 放送をやりたいものがあるから今の放送法と同じようなものを全部適用させてしまえ、こういうことなのでしようけれども、最初にお話ししたようにこれは本当に専門的な、チャンネルがたくさんあるし、専門的な人たちのためのサービスだということだから、専門放送と認めていいわけですよ。

そうしたら、そういう専門放送には適用除外というのがありましたね。情報放送とかそういうものについては、放送法の番組基準の適用除外というのがあったですね。あれはたしか省令でしよう。あの枠をちょっと広げればいいわけですよ。みんなできちやうわけですよ。それで何が悪いですか。

○成川政府委員 先生お話しございましたように、CSによる放送ではニュース専門とか映画専門とかの専門的な放送が登場するのじゃないかというふうに想定されるところでございます。現在、放送法等におきまして番組基準等の規定の適用除外ができる放送というのは、経済状況と交通情報とか天気予報の専門放送のように、限定されたといえますか、時事に関するものをそのまま伝えるというふうな放送でございます。郵政省令におきまして、先ほど申し上げましたけれども、道路情報とか交通情報などを定めているところでございます。したがって、CSによる放送でございます。経済状況をそのまま伝えるようなものであるならばこの規定が適用されることになるわけでございますが、それ以外の場合は、専門放送といっても番組審議機関とかそういうものの設置は必要ないわけでございます。

ニュース専門等の場合には特別な事業計画によるものであると考えられますので、番組の調和規定、報道、教養、娯楽ですか、その間の調和を保たなければいけませんというその調和規定は適用されないことになることは、先生御承知のとおりでございます。

○松前委員 番組の調和規定の適用、こういうようなものについては当然問題となるような代物じゃないかなって思っていますから、今回の放送法改正においても、やはり番組の調和規定というものについては必要ないと思えますがね。というのは、それぞれのチャンネルがみんな専門放送をやっているのだから、調和規定なんてできっこないですからね。その辺、それでいいですね。どうですか、お答えいただきたい。

○成川政府委員 委託放送事業者は、今先生お話しございましたように、報道専門とか映画専門とかいうような事業計画により業務を行いたいというものであれば、放送番組相互間の調和を保つ必要はないわけでございます。先生がおっしゃるのとおりでございます。

○松前委員 将来の――また将来にばつと飛んじやって申しわけないけれども、高度情報化時代の放送メディア、こういうものがたくさん出てきていろいろな放送をやるといふ形になりますと、これはやはり番組の調和規定というものはもうすべて問題外になってくる可能性があるわけですよ。それはもう一つ先の議論としてあるわけですから、それはそれといたしまして、さっきの専門放送じゃない何とか放送、あれはたしか省令です。省令は簡単に変わるのですね。今までの省令というのは考え方がかなり古くなっちゃった、こういう時代においてはその省令は考え直さなければいけない、そう思います。だから、それを専門放送の領域をやる、そういうことにすれば、こんなすこい法律改正をしなくたってきちやうのです。それをやってほしかったなと思うけれども、どうですか。

○成川政府委員 先生御案内のとおり、省令のものとである放送法第三条の五では「経済状況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする放送」というような書き方をしております。送」というような書き方があるものから「道路に関する交通情報」「道路情報」「自己又は他人の営業に関する広告」という三号だけを省令で定めてお

るわけでございます。この点を改正すれば今回の法律改正は必要ないんじゃないかというあれでございますが、法律改正自体は通信衛星による放送サービスの実現のために必要とところでございまして、これによって改正の必要がなくなるということはないところでございまして。

○松前委員 そのこととだけ変えることは通信衛星による放送サービスの実現を阻むものじゃ全然ありません。放送という概念そのものだって、専門放送となつてくれば放送という言葉がいかにどうかということだってあります。放送といったら今までの放送のようなものという縛りを一生懸命かけたら、ソフト業者が使えなくなっちゃうじゃないですか。今度は大変な縛りがかかっちゃうって、自由に専門放送をやろうといつたってできなくなる可能性が出てくるという感じがするのです。だから、これは大変中途半端な法律で、わざわざ混乱をつくられた法律じゃないかという感じが私はいたしております。そういう意味で、これですべてだなんて思われては困る。放送法の改正についてはこれからさらに真剣に国民の間で議論する、そういうふうにしていかないと、本当の高度情報化社会の中の放送ということになつていかな、根づいていかないうちががしますが、その辺どう考えますか。

○成川政府委員 今回放送法の改正をさせていたわけですが、今後ともニューメディアの開発状況あるいは多様化する国民のニーズ等の動向を見きわめながら、適時適切に法改正に取り組んでいきたいと思っております。国民のニーズが那邊にあるかということ、行政をやっていく上で常に考えていかなければならない点でございます。その点については十分配慮していきたいと思っております。

○松前委員 この法律の中で、ハードとソフトの分離ということで、見た目は非常に格好いいように感じてございますけれども、そのソフトの会社の方に對して郵政大臣の認定証を与えるというこ

とで放送することができるようになるということ。郵政大臣が認定するということは一体どういうことなのか。要するに私たちが懸念、疑問に思っているのは、こういうことによつて事業免許制のような格好が生じるのではないかとということなんです。そうでないというならばそれでいいとお答えいただきたいと思ひます。

○成川政府委員 委託放送事業者は委託放送業務を実施するわけでございます。委託放送業務というのは受託放送事業者に委託して自己の放送番組をそのまま送信させる業務でございます。受託放送事業者の持つ周波数につきまして指定を受けて委託放送事業者は占有して放送するということになるわけでございます。家庭に直接浸透していくものでございまして、大きな社会的な影響力を持つというところでございまして、その点につきましては従来の放送と何ら変わるところがないわけでございます。このため、委託放送業務を行う者としてふさわしい者であるかということにつきましては、財政的基礎とか、あるいはマスメディア集中排除などの点につきまして法律に必要なる基準を設けまして、その基準に適合していることを郵政大臣が確認することとしようとするものでございまして。そういうことから認定制度をとつていこうとございまして。

○松前委員 その中のマスコミ集中排除、こういうような話があるわけですよ。そのところでちょっと議論させてもらいたいと思ひますが、マスコミ集中排除というのは、委託放送事業者が一つのチャンネルを使うという場合に、その中でも従来の放送局と同じようなマスコミ集中排除をやるわけですね。それは本当に将来の方向なのでしようか。というのは、チャンネル数がたくさんできまして、そういう中において、ニュースならニュースの専門放送をやりたいということになる、そうすると、そのニュースをやる中であつてもマスコミの集中排除をやるのですか。

○成川政府委員 マスコミの集中排除原則は、放送をできるだけ多くの人に利用していただくこ

たね。それは困るのですよ。イタリアの例というのはこの間ちょっとお聞きしましたけれども、全

今の放送のことからぼつと外れますが、NHK

「いう御答弁もいただいたので、そのように私も了解いたしました。」

しなかったのですけれども、何であっちの方はいっぱいニーズがあつて、こっちはニーズが余りは

つきり出てこないのか。なぜあつちの方のニーズをこっちに吸収して——先にこの八チャンネルを使つていった方が受信者にとっては非常にいいわけですよ、アンテナ一個で済むんだから。十万円を買つておけばそれで受けるのですから。チャンネル数は八つ、ボタンもついていて、受信機に。それを使えばもう受けるんです。それを新たな周波数とって、全部やれば百万円ぐらい投資しなければ専門放送は受けれないんで、こんなのは全然国民のためにはならないのであつて、だからこの八チャンネル、これをもっと積極的に使つたらいいがですか。

○成川政府委員 八チャンネルにつきましては、先ほども申し上げましたように、BS4といいますが、BS3の後継機の段階でぜひともやりたいというような意向が、具体的ではありませんが潜在的にはかなり多くあるようでございます。今、直接衛星放送につきましてはBS2でやっているので、BS3が来年打ち上げられまして三チャンネル、先ほども申し上げましたように、NHK二波と日本衛星放送会社一波ということで放送が実現されるわけです。来年打ち上げられる予定になっておりますが、それによって可能になってきます。その状況もある程度、すべてを見きわめながらというわけにはいきませんが、BS3の後継機も踏まえて、BS4といいますが、BS3の後継機におきましては八チャンネルを有効に使つてもらうようにしていきたいというふうに考えております。

○松前委員 細かい議論になつてしまつてあれですけれども、BS3の後継機といつたら同じチャンネルを使うんであつて、そのほかにやりたいことがどこにあるから隠しているのじゃないかなんて、そんなことだつて勘ぐつちやうわけですよ。さっきの音楽放送にしても一チャンネル全部つぶしてやりたいと言つて、NHKの研究所で何か実験しているというのは、これは下のこの八チャンネルでやつたつて——やつたつてと言つたつて、そこでやることを想定して一生懸命やつ

ておるわけですよ。そつちでやればいいじゃないか、そういうふうにするのですよ。八チャンネルを使わないで上の方にぼんぼん行つちやつて、それで放送に縛りをつけて、どうも郵政省の皆さんは何だか全く思想が統一されていない、ますます混乱に陥るような気がしてしょうがないですね。そういう意味において、これ以上議論したつてなかなか皆さんのはっきりした思想が出てこない、だからこれは、放送法について、将来の形態について、これから十分議論しても一回見直しをきちつとしなければいけない。それは国民の皆さんに明らかにしながら時間をかけてやろう。

こんな半年ぐらいでぼつぼつぼつぼつとやつて、ずつと私どもに明らかにしないで三月にやつと持ってきたなんて、こういうような代物で、しかも国会通せんぼと言つてきたんだから、これじゃ我々に議論するなと言ふことですよ。これは国会無視、委員会無視も甚だしいですよ。そういう意味で、私たちは大変に怒つておるわけなんです。それから、音声放送をスタートさせるという話で郵政省の皆さんとちよつといる議論した中で、さらに新しいところの領域、これについての拡大についても、国会審議や利用者、関係者の意見を踏まえてやつていく。国会無視と言つたから国会審議なんて出してきたんでしょけれども、その利用の拡大について一ターナーはだれだなんて国会審議でやるようなことはおかしいですよ。そういうところまで入り込んでくるのは全然おかしい。それを、国会審議を経てなくて、そんなことを郵政省が言うこと自体が、これはもう全く統制しようとしてそのものになるわけなんです、そういうような考え方は、皆さんは本当に支離滅裂になつていっているのじゃないか、そういうふう

に思ひますね。そういうことで、時間も来てしまひましたので、今回のこの法律、先ほど一番最初に申し上げましたように、郵政大臣、これが通りますと、受信者のかなりの負担が出てくる。一般放送と何とかが郵政省が縛りをかける、こういうことはない

と思ひますが、無理やり何か受信者に負担をかけるようなことにもなりかねないような気もするけれども、それはいいと思ひます。そういうことで、それはいいと思ひます。今、そのところをそれほど有用なものでもない、将来ゆつくり考えてやらなければいけません。ただ、時間をかけてもつとちよつと検討するということをやはり郵政大臣としても約束していただきたい。とにかく今回のものについて、手続の問題でも何か逆さまになつているところもある。技術的な問題が後になつてきている。できる、できると、机上の検討だけで突つ走つちやつた。放送衛星なんかは実験放送やら何やらずつと経て、実用化試験もあつて、そして本放送に入つていられるにもかかわらず、これは、技術的問題も何にもクリアしないうちにいきなり本放送です。これから、こういうことですから、どうかこれから十分な検討をして、視聴者の皆さん、国民の皆さんに大変に迷惑がからぬような方向へきちつとやつていくということを約束していただきたいのですけれども、最後によりしくお願いいたします。

○片岡岡務大臣 松前委員さんから大変貴重な御意見、そして長い御経験と御見識に基づいていろいろの御意見を私も非常にありがたく拝聴いたしました次第でございます。拝聴いたしました御意見につきましては、我々も十分検討していかなければならぬ問題だと思ひますが、とりあえず放送衛星を利用していろいろな放送について、いろいろの国民のニーズに従つた開発をしていかなければならぬ、こういうことを考えますと、一応この法律についての皆様方の御賛同を賜つて発足をいたすことにいたしました。

ただ、それには、今お話しのように、利用する国民の方にいろいろな御迷惑をおかけするという分野もあるようでございます。その点についてはできるだけ大きな御迷惑にならないように十分検討いたしますといたしまして、とりあえずこの放送法の実施についてはぜひひとつ御理解をいただき、

そして今後の問題として十分検討を重ねて、そして御意見のある点について支障のないように、また御注意のあつた点は十分心得て、そして放送内容についていろいろの干渉をするというようなことは絶対にあつてはならぬことでございますし、そういうことはもちろん考えておりませんわけでございます。それらの点についても十分厳しい心構えを持ちながらこれに対処していきたい、かように考えておる次第でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○松前委員 とりあえずということだけ、ちよつと非常に問題があるということをお願い申し上げます。○細委員 伊藤忠治君。○伊藤(忠)委員 松前委員のお話を聞かしていただいております、やはり郵政省当局、随分努力をされておるわけですが、事態が先に行きましてこれは大変だというので後から追つかけてひつつかまえてやうという感じがした。言葉を変えれば、泥鰌式と言つた方がいいと思ふのですが、そんな感じが私はするわけです。こういう新たなサービス、しかもCS放送というのは我が国で初めてなんです。ですから、今も技術基準に始まります議論がございましたように、そういうものはやはり一定の実験というものをやらせまして商用に移つていくというのが常識なんです。そういうのを見ながら、行政当局としては法的に調整をする問題はどこにあるのか、全体のニューメディアとしてこれが社会に寄与していくために、どの点をどのように調整しなければいけないかという立場だと思ひます。その立場というのは一致していると思ふのです。今回の場合には星の方が先に上がつて、既にそのサービスが十月ごろにはやつてくるというので、これは大変だ、事前の、言うならば国会レベルのいろいろな議論一つをとらえても、私たちは初耳というようなことがつたわけですね。

その法改正の中身というのは、我が国の放送事業者というのは、設備も持ち、ソフトもやる、一

体的に規定してきたものが、今回のCS放送が行われるということになりますと、設備もソフトも一体であるということでは律し切れないような新たな事態に遭遇したわけですから、やはりハードとソフトを切り離して位置づけて、しかも法の網をかぶせていこう、こういうことじゃないかと私は理解をしているわけです。

したがって、今回のこのハードとソフトの分離というのは、CS放送が端緒になって今回の法改正が行われようとしているわけですが、単にそれにとどまらないと思えますね。我が国の高度情報化というのは世界的に見ても、アメリカに次いで日本はこれからいよいよ発展をしようという現状でございますから、その点は将来展望をしっかりとらみながら誤りのない、つまり行政当局としても法の整備をやらねばというのが基本的なスタンスにならなければいかぬのじゃないか、このように考えているわけです。この点は意見が一致すると思えますが、どうですか。

○成川政府委員 昨年、放送法を改正させていただきました。その議論の中でもいろいろと先生方から御意見を拝聴いたしまして、私ども仕事に取り組んできているところでございますが、その放送法の改正につきましては、昨年当委員会におきましても附帯決議がついておりまして、ちょっと時間をとって恐縮ですが、その内容を讀ましていただきます。

今後、高度情報社会における国民のニーズの多様化、高度化が一層推進することを受けて、国民の意向を踏まえて新たな放送制度のあり方について見直しを含め検討を進めること。

なお、必要の都度、適時適切に対処すること。

という附帯決議が付されているところでございませう。

私どもも、今後とも技術開発に伴うニューメディアの開発とか導入の状況あるいは環境の変化などにより放送法の改正が必要であるというような状況が参りましたら、適時適切にやっつけていかなければならぬと思っております。

今回の改正でございますが、これにつきまして

は、遠いではないかというお話もございませうけれども、昨年の国会の審議の場でも若干のお話もございましたけれども、その当時は電気通信審議会というところと議論されておりました、通信と放送の境界領域問題について検討すべきであるというような答申を三月に受けまして、言ってみれば放送法の改正を出した後にいただいたわけでございます。その後いろいろと勉強の場をつくらしていただきまして、いろいろと御意見を拝聴いたしまして今回法改正に及んだところでございます。今後ともできるだけ長期間を見据えなければいかぬわけですが、技術の進歩等々も激しいものですから、そのときどき、状況、変化の推移等を見ながら適時適切に対処していかなければいかぬと自覚しているところでございます。

○伊藤(忠)委員 それで、今回のこのCS放送が始まるに当たりまして、関係業界から意見が出ていますね。新聞業界からも私たちが意見を聞かしていただいているわけですが、新聞業界の方はこれからCS放送をやっていく立場ですからね。それに当たって行政の主導の問題を云々されて心配をされているわけですか。ところが一方では、民間放送、民放連ですか、このところはCS放送が始まることによって、BS3の、今も議論がございまして八チャンネルの一つを民間が利用して本格的に総合衛星放送として参入しようというので、その努力をされている。ところが、CS放送が先に行くのですから、一体これはどうなるのだ、我々の努力しているのを先取りされちゃった、現在準備をしております、いろいろなそれに伴うマイナスが非常に大きく影響としてかぶるんじゃないかというところで、これは民放連にしてみればそういう何とも非常にやり切れない気持ちだ、私はこう思うのです。民放連にしてみますと、この放送普及基本計画ですか、その目標というものが郵政省の前の法改正でもございまして、それに基づいてBS3はこういうふうになっていっ

て、民放も総合放送として、NHKだけではなくて衛星放送に参入していくことで、非常に積極的になっているのですか、ファイトを燃やしてやっていたらCS放送が先にと出てくる。一体これはどうなるのか。その辺余り経済的な面だけで、コーンシャルベースだけで物を考えてはいかぬわけですが、実際にBSで本格的に放送をやるあたりになったら、もうそのときにはCS放送が非常に充実した段階を迎えておつて、どうも我々のメリットというのはここで非常に減るんじゃないか、減殺されるんじゃないか、一体この点はどうなるんだという業界の主張がございませう。

今私が端的に申し上げたけれども、関係業界からそういう意見が出てはいるわけですが、事前に関係業界を含めてヒアリングが十分行われていたのかどうか、この点をちょっとお尋ねしたいのです。

○成川政府委員 先ほども申し上げましたように、通信と放送の境界領域のサービスに関する研究会を開きましていろいろと議論をしていただいたわけでございますが、その際、NHKとか電気通信事業者あるいは民放連、そういう方々からの御意見も聴取した上で中間報告が出されたというところでございます。研究会の方でございませう、先ほどお話がございました新聞協会につきましては、意見はそのときは聞いてなかったというふうには記憶しております。

○伊藤(忠)委員 はっきりしたわけですが、結局新聞協会は聞いておられない。民放連の方から聞かれたというのには聞かれたかと思つたのですが、聞いたというのには聞かれなければいかぬわけですが、新聞協会の方から意見を、参入されるであらうというところですか、これはあくまでもまだ実際には参入されない場合ですから、これから参入される関係業界かなという一つの判断に基づかれるものでしょうけれども、やはりこれは聞かれる必要があったのじゃないですか。全然そのことを抜きにして今回の改正案がばんと出ますと、認定はけし

からぬということになりますね。そういうのをやはり行政の方としては、法改正をやらねばならぬわけですから、ソフト業者にならねば関係業界の皆さんの意見を事前に十分聞かれるべきじゃないのですか。これからでも遅くないと思ひますが、法律を決めてしまつてからどうですかと意見を聞いたつて、これは片手落ちでしょう。やはり事前にそういうものをきちっと聞かれて、法改正はより適切なものを行つていくというのが行政のスタンスじゃないかと私は思ひますが、その点はどうですか。

○成川政府委員 先ほど電気通信事業者とかNHKとか申し上げましたけれども、そのほかにもCATV番組供給業者とか、かなり幅広く手を挙げたところ等からお話を聞いたわけですが、新聞協会は手を挙げてないといひますか、こちらに言いたいというようなことはその時点ではなかったようでございます。

いずれにいたしましても、広く意見を聞いてやっつけていくことは肝要でございます。それで、そういう御意見を参考にしながらやっつけていくべきだというふうに考えておるのでございませうが、今後とも広く意見を聞いていくという観点から行政を進めていきたいというふうに思ひます。

○伊藤(忠)委員 質問ですから、悪いですが、もしも事前の通告のとおりにいきませんので、局長、その辺はフランクにやっってください。私は、国会というところは非常に不便だと思ひます。何もかも局長が答弁をされるということになりますと、局長は非常に優秀な方ですけれども、例えば担当の方がもう少し詳しいなという場合があるのですから、遠慮なさらずにそれぞれの担当の方が立つて答弁いたしたいと思ひます。これは委員長の御許しにないと思ひます。何かに、そういうふうなやっつけていかないと、何か靴の裏から足をかいておるような討論をやつていて時間ばかりたつたつたので、その点はぜひともフランクに御答弁をいたしたい私は結構だと思ひます。

問題は、今の通信業界あたりからヒアリングはされたといえますけれども、通信業界の皆さんはハード事業者でしょう。ソフト事業者にこれから参入するという方も見えなかりませんか。けれども、主にハード事業者じゃないですか。行政介入があつてはいかぬとか心配だ、言論の自由は守れるかというような意見が出てくるというのは、これはソフト事業者の心配なのですよね。ですから、直接関係のない人に何ぼヒアリングしてもこちらの心配は解消しませんし、法律をきちんとしたものにしていくと思ひますと、やはりソフト事業者にならるであらうという代表者の皆さんの意見も聞かれて今回の改正案を検討されないことにはまずいんじゃないか、私はこう思ひますので、今からでも遅くはありませんから、その辺も聞かれた上で、例えば法律というのは極めて抽象的な表現というのが結構多いですから、あとは行政のいろいろな指導の中でそういう点が生かされていく、また、これはその部分だけ保留して今回の法案というのは一定の結論を出していいわけですから、その点はつきりしてほしいと思ひます。

○成川政府委員 先ほど先生から、ハード事業者から意見を聴取してソフト事業者からは話を聞かなかったんじゃないかというお話がございましたけれども、CATV番組供給者協議会といひますか、CATV番組供給をしてるものの中にも、中には個別受信もやりたいという意向も持つております。そういう人たちの意見とか、CATV連盟とかいうようなソフト事業者といひますか、そういう方々からも意見を聞いております。それから経団連からも意見書が出ておりました。それからいろいろな意見を取りまとめたというように、ことごとございまして、その意見を見ても、私どもが考えております法改正の趣旨につきましてはおおむね賛同しているというところでございます。御意見は拝聴したつもりでございます。今後ともいろいろな機会を得て、いろいろな方々の御意見

を聞きながら行政の上にニーズを反映させていかなければならぬというふうに思ひます。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても、時間の関係があつて先に急ぎますけれども、原案では認定になつていくわけですね。認定といひますけれども、問題は中身なので、文案でも読ましていただきますと随分あります。しかし、今の松前委員との議論の中でも確認をされましたように、放送内容に云々するものではありません。これは業者の自主性でもって編集されるわけですね。このことは確認されましたね。そのことがはつきりしておればあと認定といひ、認定と届け出と、認可と許可とどう違うのかと言われますと、これは私はわかりません。これは行政の皆さんが位置づけをされて、重みにそこで濃淡があるのではありませんけれども、認定といひ言葉から受ける重みといひのは、届け出から受ける重みと比べますと重いのですね。何か認めてやるのだから、認めてやる、こういうふうなニュアンスが非常に強い。強いといひのは、言葉のニュアンスだけではございせん、その持つていく書類の具備しなければいけない条件が厳しくなつておるといふことであらうと思ひますから、そんなに厳しくする必要はないと思ひます。例えば、ソフト事業者だったら委託業者でございまして、受託業者の星がどの星の何チャンネルの周波数を利用していつ幾日からどういふ事業計画、大体どういふ構想でどういふふうな番組を中心に、番組の性格で、それをやるんだといふようなことが、大体基本的なことが郵政省としてはおわかりになればいいんでしよう。それ以上の根拠が要するといふようなことを聞いてみたつて、今も議論の中にございまして、これからはこれからあつてふえるんだ、ソフト業者がどんな発展するんだ。私は発展しないと思ひてゐますけれどもね。そんなにアンテナが小さくなるはずがありませんから、そんなに発展しませんが、これは将来を待たなければ、今断定できませんが、いずれにしても、そういう言うならば届け出をいたしますよ、業者としての官庁に対する届け

け出といふふうなことでいいんじゃないですか。そうしたら、別に認定といふことで縛らなくても、これはやはり届け出といふことにされていいじゃないですか。その点をひとつお聞かせください。何としても認定でなければいかぬのや、それは認定が届け出より重いからだ、にらみをきかせるからだといふふうな、そんなことはやめられた方がいいと思ひますから、これは届け出でいいでしよう。

○成川政府委員 今回導入される新たな規律といひますか、認定等につきましては、人工衛星を利用した放送を円滑に実施するための必要最小限のものでございまして。先ほど来、他の委員にもお答えを申し上げましたように、通信衛星を利用した放送サービスであつても、チャンネルを占有していくわけにございまして。それで、貴重な電波資源を使うといふようなこと、それから各家庭にまで及ぶといふようなことで影響力も非常に強いわけにございまして。そういう観点から、継続的にその放送事業者ができるかどうかといふことを、マスメディア集中排除原則、財政的基礎等を郵政大臣が認定するといふことによつて確認しようといふものでございまして。決して従来の枠を大幅に踏み出して規律を強化するといふようなものではございせん、必要最小限の現在地上において行われていると同様の規律をしようといふことの中身でございまして。

○伊藤(忠)委員 これは何ほ言つても恐らく郵政省は原案を譲つて、ここでも何か、じゃあ中とつてなんといふような譲歩の態度は示されないんだと思ひますけれども、しかし局長、これはこうだと思ひます。あなた、集中排除と言われましますけれども、集中排除をするためには多数の業者の参入を見直さなければいかぬわけですね。そうしたら多くの業者が市場に参入するようにしなければいかぬわけですね。一つ一つに厳しいチェックがあるといふことは、多くの業者がやはりそこで随分不便を感じるわけですね。問題なのは、やはり放送内容なんですよ。責任を持って業者の使命が

果たせればいいわけで、その最低限の言うならばチェックでいいわけで、政府としては。何かいっぱい書類持たせていって、しかも認定と届け出とは随分違ひまして、認定だったら認定してもらつたために随分時間かかるというふうなことでやつていいたら、これは角を矯めて牛を殺すような格好になるんじゃないですか。僕はそのことが言いたいわけですね。

これまでも、行政官庁に対するこういう規制の問題についてはさまざま言われてゐるわけですね。これは、日米貿易摩擦じゃございせん。我が国自身として独自でそのことは主體的に簡素化していくといふことを考えなければいかぬ、小さな政府なんですから。そういう立場に立つて物事をやはり行政の場合には一貫して考えてもらわなければ困ると思ひます。そういう意味からいひますと、私はこれは認定は必要ない、届け出でいいといふことを強く主張をいたします。

それから、各家庭に、このソフト事業者といひますか、これからはCS放送が普及するといひますけれども、では質問させていただきますが、アンテナはそんなに小さくなつていきますか。で、星と、星との関係で。答えてください。

○成川政府委員 さつき各家庭といふようなことを申し上げましたと思ひます、それはちょっと訂正させていただきますと思ひますが、多元的な情報を選択してもらつたといふことでその制度的な道を開こうといふこととございまして。それから、一挙にたくさんあるのを導入するといふわけではございせん、放送普及基本計画の中で定めて段階的な導入を図つていこうといふことを実行面では考えております。したがしまして、その点の各家庭ですべて及ぶといふことは今の時点ではしばらくはないかといふふうなことを考えております。

それから、アンテナの問題でございましてけれども、映像につきましては一・二メートル程度のものが必要であるといふふうな考えておまして、今の状況からいひますと、そのアンテナが急に小さ

くなるとか小さくても受けられるというようになどにはならないのではないかというふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 これは将来の法整備の問題にもかかわりますので私は再度質問させていただきますが、将来はアンテナが小さくなっていると思いますが、星との関係でお尋ねするんですが、星の機能が変らぬならアンテナだけ小さくしたって受けることはできないでしょうか。僕も技術屋ではございませんけれども、そう私は理解しますから、私のその疑問を解いていただければなるほどそうだと納得いたしますが。CSというのは、これは星の機能というのはパワーで決まるんじゃないですか。だから、今一・二メートル、大量生産したらこれがBSのアンテナのように小さくなっているという単純なものでしょうか。

○成川政府委員 私も技術的なことについては余り詳しくございませんが、聞いてみるところによりますと、一・二メートルを小さくして受信可能になる、今の通信衛星の出力でなおかつ現在の技術水準からすれば一・二メートルが小さくなるというようなことはちょっと考えられないというふうに聞いております。

○伊藤(忠)委員 どうもはつきりしないのですが、そうしますと、そのCSという星の出力というのは、これは早い者勝ちだという議論がございします。それはそうなっているんです。早い者勝ちなんです。それは、早い者勝ちで強力な星を我が国が開発すればそれは国際的に何の矛盾もなくフリーハンドでやれまして、そしてCS放送の受信のアンテナは一・二メートルから一メートル、八十センチ、四十五センチというふうに大量生産で縮めていけますか。その辺が制度として国際的にもクリアができていたなら私はそうかと言いますが、どうでしょうか。

○成川政府委員 通信衛星につきましては、国際調整、軌道位置とか周波数等々につきまして必要を次々と大きくなっていくというところはできないわけ

でございます。したがって、先ほども申し上げましたように、一・二メートルは小さくできるといことは今の時点で考えられないというふうに思っています。

○伊藤(忠)委員 そのところを松前委員もかなり焦点を置いてやられたわけですよ。一・二メートルというのは、これは日本の技術力で相当努力をして小さくしてきたんじゃないですか。今はかの業者が、既設の通信一種業者が使っているようなアンテナというのは五メートルから十メートルですよ。それを一・二メートルまでずっと小さくしてきたわけですよ。これを一メートルから八十センチ、四十五センチなどというように縮めていくというのは、それは単発で星を上げれば障害が起りませんからできますよ。ところがそうではない。これは四つも上げるのですからね。幾つかまた、一遍にそれは三十八あれば十分だろう、これが百も二百も要るかというものは、ちょっと日本では私はそれは必要ないと思えますけれども、やはりそれでも障害が起るんですから、ぎりぎりのところまで来て一・二メートルだと思えますよ。そうすると、一・二メートルというアンテナは、普通の御家庭でCS放送を受信したいと思えますけれども、これはやはり風のことを考えましたら、日本の住宅事情から考えて、ああもう一軒置きか五軒置きに受信しようやというほど、そう普及できるものじゃないと思えます。風速の関係からいって、一・二でも相当大きいですから、重量もありまして。

そんなことをいろいろ考えますと、局長さんが言われるようにバラ色に考えたいけれども、実際はそうは簡単にいかないという事情を持っているわけですよ。そういうお互いの条件の中で出発するわけですからね。しかも有料放送なんです。だから、こういう性格のものだと私は思っております。郵政省ともその辺の違いは余りないように思えますから、私はそう理解させていただきます。

業者、通信業者をどう規定するかということ

も、これは将来の法整備にかかってきますので、私は、ちょっとその辺を突っ込んだ格好になりましたが、お聞きをし、発言をさせていただきます。

○成川政府委員 電気通信事業者であるというふうに思っています。

○伊藤(忠)委員 本来は電気通信業者でありながら放送業者にもなる。二足のわらじを履くということですか。

○成川政府委員 受託放送業務を行う際には、電気通信事業からその部分を除きます。したがって、二足のわらじといいますが、電気通信事業者という面と、受託放送事業者になった場合は受託放送事業者であるという面を持つわけです。そういうことになるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 だから二枚鑑札ということですね。そういうことで理解していいですね。トランスポンダーを切り分けて、この部分は通信業者としての鑑札を持ち、この部分は放送ハード業者としての鑑札を持つ、こういう理解でいいですね。

○成川政府委員 受託放送事業の部分は電気通信事業法から除外されるわけでございます。放送法の記述が適用されるわけでございます。したがって適用されるというようになります。受託放送事業者であり、電気通信事業者であるということになるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 トランスポンダーで結局それが切り分けられることになっていくのですが、そうすると、通信業者は電気通信事業法の適用を受け、ある部分のトランスポンダーを放送ハード業者としての鑑札を持つことになりますから、それは放送法の適用を受ける、こういうことですか。

○成川政府委員 先生がおっしゃるのとおり、受託放送事業の部分につきましては放送法の適用を受けるわけでございます。一般的な電気通信業務の方は電気通信事業法の適用を受けるということ

でございます。

○伊藤(忠)委員 そうすると、星だけ所有しているという会社が出て、JCS・SATだとかSCCですね、JCS・SATが三月にもう打ち上がってしまっていて、SCCが六月あるいは十二月に打ち上がっていくわけですが、こういう放送衛星の会社は星だけ所有されるのですか。星だけを所有する業者なんですか、それとも、ハード業者です。それから、放送設備、通信設備を持っている業者なんですか。その辺はどうでしょうか、ちょっとわかりませんか聞きます。

○成川政府委員 ちょっと先生の御趣旨的確に答えることになるかどうか分かりませんが、通信設備と放送設備とを持っているわけでございます。まあ言ってみれば、先生の後段おっしゃったことに当たるかと思えます。

○伊藤(忠)委員 私が言いたいののは、星というのは中継器でしよう、星は鏡みたいなものですか。通信業者の場合、星そのものが何と何と回線を引っ張ってどうのこうのやるという、そんなものは星にないのです。地上から送りまして、鏡です。反射鏡みたいなものですか、中継させて、結局それをユーザに送るのだと思えます。私は工学博士と違いますが、単純にそう思っているのです。そうしますと、その回線を所有するいわゆるコモンキャリアの場合と、星を所有しまして星そのものを運行管理する通信・放送衛星機構というのが既にありますね。ああいう会社とコモンキャリアとは別でしょうか。そのことを言っているわけですよ。

だから、星だけ所有をして、この星が落ちないように、また、ユーザのニーズにきちんと対応えられるように運行管理をしておるという会社なのか。今出ています二つの民間の星を打ち上げる会社というのはそういう性格の会社なのか、それとも、もう完全に通信業者であるからコモンキャリアであるのか。それから、言うならば放送のハードの設備を持った会社なのかということ聞いておるわけですよ。

○成川政府委員 電気通信事業者でございまして、電気通信に必要な設備も持っているわけでございまして。それと、受託放送事業者でございまして、ハード面におきましては、その今の民間通信衛星二社は所有することになるわけでございまして。

○伊藤(忠)委員 そうすると、通信・放送衛星機構というのは何の業者になりますか。

○成川政府委員 通信・放送衛星機構は管制をやっているわけでございまして、電気通信事業者でもございまして、放送事業者でもございまして。ただ、運用管理といいますが、管制といいますが、そういう業務を行っているだけでございまして。

○伊藤(忠)委員 そうするとその管制業務だけで、あれは国が打ち上げてまして、星は放送衛星機構は所有してないのですか。あれは運用管制、運用管制というのですか、そういう部分だけをやってる組織なんですか。だからあなたの答弁では、通信業者でもないし放送業者でもない、こうおっしゃったわけですね。

そうすると、星を所有しておる人は、これは業者としてどういう業者になるのですか。星だけを所有するというのはあり得ないわけですよ、私思います。もちろんそれは、お互いに資本を出し合って星を買いますが、他人に頼んで打ち上げてもらいます、空に上がります、これをうまく運用しなきゃいかぬ、管理しなきゃいかぬというのが放送衛星機構なんですよ。これははいずれの業者のあれにも入らない、適用はされない、こうおっしゃるのですか。これは不思議じゃないですかね。

今回の場合だって、それなら一社が星を全部持つて、コモンキャリアとして通信設備をちゃんと持っていて、トランスポンダーの関係で、注文があったから、それに放送をやる。そうしたら、それに応じられるような発信をしなければいかぬですね。星が発信するわけじゃないですから基地が要りますね、無線局というのですか。無線局は運

行管理の会社と一体であれば規定はしやすいのですが、その所有が、業務が分離していた場合は、別の会社でやられた場合には運行管理の会社はどのような業者なのかというのを規定しておきませんと、全然これはおかしいじゃないですか。法の盲点になりませんか。

○成川政府委員 J・C・S・A・T、S・C・Cにつきましては、無線局の免許を受けて一種の電気通信事業者になっておるわけでございまして、何も無線局の免許を受けない、言ってみれば空といいますが、空と言っているのはおかしいけれども、物理的な端末自体を持っているわけではございません。したがって、無線局の免許を受けた一種の電気通信事業者といいますが、そういう者として業務を行っておりますし、また行う予定になってるところでございまして。

○伊藤(忠)委員 通信・放送衛星機構のような役割を持つ民間会社が市場に参入するということは将来予想されると思います。私はそう思っているのですよ。それは皆、通信・放送衛星機構が一手に引き受けてやるということできちんと整理ができればいいのですけれども、私はそうばかりいかぬのじゃないかと思うのですから、やはりその辺の結論をきちんとしておかないとおかしくなるのじゃないかな、こう思っておりますので、その点の御見解はどうでしょう。

○成川政府委員 通信・放送衛星機構のように運行管理だけをする会社が現時点においては無いようございしますが、将来出てくるかもしれないというお話というふうに承りましたけれども、J・C・S・A・T、S・C・C、現実に今登場しているわけでありまして、それらが仮に運行管理だけを委託するといいますが、そういう会社に委託するといことはあり得ても、一種電気通信事業者はS・C・C、J・C・S・A・Tといことは変わらないわけ

でございまして。したがって、受託放送事業者になり得るのは、民間通信衛星業者の無線局の免許を受けたS・C・C、J・C・S・A・Tがその受託放送事業者としてなり得る可能性を持っているという

ことになるというふうに思います。

○伊藤(忠)委員 どうもすれ違っているもので、私はそういう事態が予想されると思っているもので、それから、放送衛星機構はいずれにも該当しない組織として現在やっているわけですが、類似の民間のそういう企業が市場参入してきたときには現行法では対処ができないというところは一つの問題点として、私の意見になります。指摘をさせていただきます。局長とのやりとりがどうもすれ違っておりますので、これ以上やっても時間がありませんから、次に移ります。

次に、地上系の通信業者が放送のソフト、ハード業者になることもこれは当然でございまして、

○成川政府委員 ソフト、ハード分離が地上にも及ぶかといった趣旨かというふうに思いますが、今回の改正は人工衛星局に限ってそういう措置を講じさせていただいたところでございまして、したがって地上放送におきましてソフト、ハードの分離というような形態は考えておりませんし、またその必要性もないというふうに思っております。

と申しますのは、放送局の免許を受けた者が放送設備を持って放送事業者として放送番組を提供するといふ形、放送番組編集の自由というような観点あるいは継続性といった観点から、できるだけそういう形が望ましいというふうに考えております。したがって、現時点におきましては、地上放送につきましてはそのような改正は考えておりません。

○伊藤(忠)委員 いや、どうももう少し聞いてもらわぬといかぬのですが、私が聞きましたのは、地上の通信業者が放送事業者になることもできますね、こう聞いておるわけですが、地上系の通信業者が放送事業者になることもできますねと聞いておるわけですか。

○成川政府委員 通信衛星を利用しない地上系だけの通信事業者が受託放送事業者として登場するかということかと思いますが、それは人工衛星局

に限っておりますので、受託放送事業者として考えられますのは衛星を使った通信事業者だけであらうというふうに思います。

○伊藤(忠)委員 結果のことを言っているのじゃなくて、そういう事態が当然予想されると思いませんか。法律なんというものはそうでしょう、将来どういふような事態が起こってきても一応対応できるといふものでなければ法律としては機能しないわけですから私は聞いておるわけですが、地上の通信業者がC・Sを打ち上げるということだとして考えられますから、そうでしょう。あなたは地上だけよ、星を上げてはだめよというのとはどこにも書いてないわけですから、これから特に星の効用というのを、メリットを求めるコモンキャリアが出てきますから、そのときに地上系の通信業者が星を打ち上げたなら当然これは放送事業者になっていく場合だつてありますので、それを聞いておるのです。だから、二枚鑑札はできるのでしょうと聞いておるわけですか。

○成川政府委員 先生おっしゃいましたように、地上の電気通信事業者であっても、人工衛星を打ち上げてそれを放送にも利用したいというようなことになりまして、受託放送事業者として名を上げて、放送普及基本計画等で認められましたら放送事業者となり得る道は当然ございまして。

○伊藤(忠)委員 次に、通信と放送の区分の問題を、これは時間の関係で一言聞かせていただきまして、放送の定義と通信の定義を、これは政府としてきちんとして見解を表明していただかせませんか。

○成川政府委員 何かきちんと言われましてあれなんです、放送につきましては放送法において、「公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信」とされております。それで、通信というのは、今申し上げましたそれ以外の特定者間といいますが、その間に行われる情報の流通といいますが、そういうことではないかというふうに思います。私は電気通信関係の担当ではございませんので

ちよつと不正確で、放送につきましては責任を持つてお答え申し上げたとおりでございます。

○伊藤(忠)委員 それなら確認しておきましようか。放送というのは、今定義いただきました、要約したら二つですね。不特定多数のものが直接受信する、そのために無線で送るということですね、放送は、私、言われたことを全部メモでできませんでしたが、ポイントはそれですね。不特定多数のものが直接無線でとにかく受信するわけですよ。それが放送でしょう。それ以外は通信、こういうことですね。その方が早いのです。

○成川政府委員 ちよつとお言葉を返すようで恐縮ですが、放送法における定義は、「公衆によつて、不特定多数という意味で受けとれる、無線通信の送信」でございます。それ以外がすべて通信かといいますと、有線テレビジョン放送、まあ有線放送、そういったものがございまして、それは放送として概念しているところでございまして、それ以外は通信に当たるのじゃないかと思ひます。

○伊藤(忠)委員 お聞きしておきます。そのようにここでは確認させていただきます。

最後になりますが、委員長にお願いしたいわけでございますが、今回のこの法改正で私も痛感をしたわけですが、やっぱり事前に委員会でもフリーに議論をしようということがあつていいんじゃないかと思ひますね。もう決定的に法案になつてから賛成、反対の立場で議論をするというのは、よく考えたらそんなに考え方も違つてないのに、法案に対してきつと物を言わなきゃいかぬということになってしまいます、非常に議論としては深まりませんし、いい法律というのに結果としては深まりません。この情報化社会というのは非常に急激に変化をしているわけですから、一般質問というのですか、十分時間をとっていただいた上で、おれはこう思う、おれはこう思うというものは、やっぱり議論が事前にあつて、そうしてそれ

をしんしゃくしていただいて政府の方も法案のよりいいものをつくっていくという関係、私は今回のこの法改正を経験しまして痛感をするわけですが、そういう委員会の運び、指導、御配慮を委員長にもぜひともお願いを申し上げたい、まず第一点こう思うわけでございます。

それから二点目は、大臣にお伺いいたしますが御見解を賜りたい、こう思うわけでございますが、放送と通信の融合がどんどん進んでおりまして、技術革新によつてますますこれは進んでいくと思ひます。ですから、従来の法体系の中でこれが本当にきちつと区分けできるかというところ、どうしてもそれが難しい部分があり出て、将来にもその可能性は非常に大きくなっていくのじゃないか、私はこう思うわけですね。ですから、いづれにしても、全体的に見直すといつたつてそう簡単にはできるものじゃありませんが、少なくとも情報基本法というのですか、こういう大柱をきちつと立てまして個別法をどのように調整を図っていくのか、お互いにコントロールしてける、そういう個別立法として整合性を持たしていくというふうな現在の法体系も抜本的に変えられなきゃいけないのじゃないか、私はこう思ひます。とりわけ情報公開は内閣委員会の場でもやられまして一定の法律ができていますわけですが、しかしまだ不十分であります。あれはやはり政府関係の情報公開が主でございまして、民間の情報をもとのように国民に公開をし、しかもプライバシーをそこ守っていくのか、情報をどう知るかという点では我が国はまだ不十分でございまして、だからそういう面も含めて、少なくとも情報基本法という、情報化社会のそういうものもこの問題を包摂していくにふさわしい基本法としてこれを制定いただいてはどうなのか、こう思ひます。

そういう議論になりますと、いや郵政省だけ前に出てはなかなかできないわということになれば、私は、これはもう二十一世紀に向けて、恐らく情報の分野でも我が国がアメリカと比肩をしあ

るいはアメリカをしのぐような格好で世界をリードする役割を担わなければいかぬと思ひますね。

そういうことになれば、官庁のあり方も非常にこれはもう在来型でございまして、だから、この分野は通産だ、この分野は郵政だという合しておつた困るのは民業でありユーザーでございまして、そういう皆さんが本当によかつたというふうな入れ物にどうくつかえていくのかということにメスを入れる、組織機構にまでメスを入れていくことが必要じゃないか。私はもう前から一貫して持つておるのですが、情報省をつくつてほしい。で、先日も阿部委員の方から指摘がございました。郵政省も三事業とそれ以外の局とがどうも車の両輪になつていない、軽視の徴候が出ていふというおしかりがございましたけれども、そういう点も、言うならば解決をしていける一つの方向性ではないか、こう思ひますから、ひとつ関連の政府部門を合体してもらつて、整理してもらつて情報省をつくるというのだったら、これは情報に関する政策官庁として十分機能していけるのじゃないかというふうなことも私は思つておるのです。

反論もおありだと思ひますが、それぐらい思ひ切つた言うならば現状を改革していく姿勢に立たないと、とてもじゃないが矛盾ばかりが生まれて、その都度お互いに悩み合うということではないのではありませんか、このように考えておりますので、大変失礼なことを申し上げましたけれども、私の質問に対して大臣の高所のお考えがございましたらひとつお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○畑委員長 ただいま伊藤委員から委員長の私に對しての御提言があつたわけでございますが、国会改革にも通ずる貴重な意見と考へまして、後ほどまた理事會にも十分御相談を申し上げ、検討をさせていただきます、かように考へます。

○片岡國務大臣 ただいま法改正の前提要件としての貴重な御意見を拝聴いたしました、非常に重

要な問題だということを痛切に感じておるところでございます。

ただし、これは私だけの考え方では実現するものではございませんので、私、政府内閣の者といたしまして将来の問題として十分心にとめまして対処していきたい、そしてまた、郵政省の問題としても今のお話を十分心にとめて今後の問題に処していきたい、かように思つておる次第でございます。ありがとうございます、御鞭撻を賜りたい、かように思つておるところでございます。ありがとうございます。

○伊藤(忠)委員 終わります。

○畑委員長 午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開議

○畑委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。木内良明君。

○木内委員 いわゆる放送のとりえ方でありましてけれども、いわば国民の基幹的なメディアとして重要な役割を現代社会で果たしているという点については論をまたないところであります。また、近年における著しい技術革新の進展によりまして、衛星放送を初めとして種々の放送ニューメディアが実用化され、また今後実用化される運びになつて、こういう状況にあるわけでありまして、衛星放送につきましても、受信が極めて容易でかつ高品質の放送衛星による放送、さらに、専門化した多様なニーズにこたえる通信衛星による放送が、それぞれのメディアの特徴を發揮しながら、今後国民のニーズにこたへ発展していくものと考へられるわけでありまして。

まず結論として、この衛星放送を含め放送の将来についてどのような見通しを持っておられるか、これは大臣から御答弁をお聞きしたいと思ひます。

○片岡國務大臣 今回の放送法の改正は、通信衛

星を利用した放送サービスの実現、NHKの業務の適正かつ円滑な運営の確保、それから放送番組センターの設立が目的の主たるものでございまして、通信衛星を利用した放送サービスの実現につきましては、民間の通信衛星を利用した放送の実現を図るため、みずからは放送局の管理運用に責任を負わずに放送を行うことができるよう、その実現に即した制度を導入することが必要であることが第一でございします。

第二に、NHKにしましては、NHKが今後とも経営の合理化、効率化を積極的に推進していくためには、従来にも増しまして関連団体の積極的な活用も必要でありまして、そのため、業務の外部委託、出資団体にしまして規定を整備する必要がありますこと、これが第二の理由でございします。

第三におきましては、放送番組センターにつきましては放送番組の質の向上、ひいては放送の健全な発達に資するため、現在その大部分が放送後消去され、散逸されている現状にある放送番組について、組織的、継続的な収集、保管体制の整備を図る必要があるということから改正案を出した次第でございします。

放送は、何といいたしましても基幹的なメディアとして発展いたしました重要な役割を果たしてきたところでございまして、今後ともこの役割は不変でございまして、他方、著しい技術革新の進展によりまして衛星放送を初めとして種々の放送ニューメディアが実用化されております。

また、国民の生活様式や価値観の多様化、個性化に伴いまして、国民の情報に対するニーズも高度化、多様化したまいりました。このような放送に対する国民の広いニーズと今後の放送ニューメディアの実用化が対応いたしまして、放送全体として多様な発展を遂げることを期待いたしたところでございします。

衛星放送につきましても、受信が容易で、かつ高品質の放送衛星による放送と、専門化した多様なニーズにこたえる通信衛星による放送がおの

のの特徴を發揮しつつ、国民のニーズにこたえまして発展していくようにと考えておる次第でございします。

○木内委員 今大臣からも答弁がありました、また所信の中にも触れられているわけでありまして、けれども、本法案の審議に当たりましては政局の流れもこれであり、十分な審議時間が確保されないといううらみが実はあるわけでありまして、ここで私はぜひ委員長に提言、要望申し上げたいところでありまして、かつて本委員会にいたる放送に関する小委員会があったというふうな聞いていますわけでありまして、法案の審議にとどまらず、今後の国民生活に重大な影響と関係を持つところの放送に関するこの問題を十分に審議検討するための放送小委員会を設置されるよう、ぜひ検討をお願い申し上げたいと思ひます。

○細委員 ただいまの木内委員の御提言につきまして、事の重要性にかんがみまして、理事会等におきまして十分検討させていただきたい、かように考えております。

○木内委員 昨年、三十八年ぶりと言われました放送法の改正があったわけでありまして、三十八年ぶりと銘打たれたにしましては、全体的にむしろ現状に法制を合わせた、入れ物を合わせたという趣旨の改正にとどまったというふうに私は受けとめているわけでありまして、今回改正の趣旨であるところの通信衛星を利用した放送サービスの実現にしまして、またNHKの業務の適正かつ円滑な運営の確保という点につきましても、それは昨年の放送法審議の折には十分今日の状況というものがあった、また見通せたわけでありまして、今さらの感も実は率直に言って持っているわけでありまして、現にJCSATも上がっている現状にありましては、なおさら私はその思いを強くするわけでありまして、その点郵政省はどうか、お考えになるのか、見解をお聞かせ願ひます。

○成川政府委員 昨年、放送法を改正させていた

だきまして、近未来といひますか、平成二年に打ち上げ予定のBS3における有料放送の登場と、比較的近い将来を見通した内容あるいは放送法を放送の発展、多様化の現状に即したものにすべく改正させていただいたわけでありまして、おかげさまで放送の発展に柔軟に対応できる基盤の整備を図ることができたわけでありまして、御案内のとおり技術革新の進歩は激しいわけでありまして、国民のニーズの動向等も常に考えながら適時適切な対処の必要性というものを認識して事に応じてきたわけでありまして。

昨年、放送法の改正をさせていただいて以来、国会審議における御指摘とか通信衛星の利用計画、放送事業者の動向等も踏まえていろいろの法改正の必要性について検討してまいりましたところ、でございます。例えば、通信と放送の境界領域的サービスに関する研究会、放送ライブラリーに関する調査研究会、放送の公共性に関する調査研究会等々の勉強会を開きましていろいろ勉強してまいりましたところでございます。今回の三つの改正事項につきましては、その検討の結果、法的な対応が必要というふうに判断いたしまして提出させていただいたわけでありまして、したがって、昨年の法改正には盛り込めなかった、含まれ得なかったわけでありまして。

○木内委員 放送衛星による放送と通信衛星による放送の違い、役割という点についてお尋ねをします。

放送衛星は我が国に割り当てられた軌道位置が一つ、それからもう一つは周波数、これを使って高出力を行うものである。一つには、小型のアンテナで受信が可能である、二つには、継続的、安定的にサービスを実施することが可能である、こういう特徴を持っているわけでありまして、けれども、今後の地上放送とともに我が国の放送の中心的な役割を果たすものであると認識してよろしいかどうか。

ニーズにきめ細かく対応できるメディアとしての役割を今後果たし得るのかどうか。また、その特性についてどういう位置づけをしておられるのか、お尋ねをします。

○成川政府委員 先生御指摘のとおり、放送衛星につきましては、出力が大きく軌道位置も一定しておきまして、八チャネル認められているわけでありまして、したがって、受信側からしますと、小さなアンテナで受信可能である、また多彩なサービスも可能になってまいっているわけでありまして、衛星放送の中では総合放送を中心とした基幹的なメディアになるのじゃないかというふうに考えているところでございします。

通信衛星による放送は、受信には一・二メートルといった、直接放送衛星に比べますと大きなアンテナを必要とするわけでありまして、したがって音楽とかスポーツ、映画等の専門的な放送が行われることになるのではないかとこのように思ひます。言ってみれば、補完的なといひますか、多種多様な魅力ある番組が提供されるのですが、放送衛星との関係でいいますと、補完的といひますか、基幹的な放送衛星に對しまして補完的な役割を果たしていくことになるのではないかとこのように考えているところでございします。

○木内委員 特にきょう午前中からの質疑で問題になっているところでもありますけれども、放送と通信の判断基準という問題について、大事なことでありますのでお尋ねをしておきたいと思ひます。

放送法による放送の定義として、第二条に「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。」こう述べられているのであります。ここで言う「公衆」というのは不特定多数の意味で使われているわけでありまして、けれども、この解釈では、特定性と不特定性の境界をどこに求めるのかということが当然問題になってくると思ひます。これまで特定性があるということと認められた例としては市町村防災行政

用通信があつて、不特定性を認めた例としては放送大学の放送、こういったものが象徴的にあるわけであります。こういう例でもわかるように、特定性とそうでないもの、これを判断することは非常に難しい側面があるのも否めない事実だ、こういうふうに思います。

民間通信衛星を介しての通信についても、それがまさに境界領域のサービスに当たることがゆゑに、今後登場が予想される各種の計画についてもその判断が極めて微妙で容易でなくなってくる、こういうことが指摘されると思います。今回審議されている放送法及び電波法の一部を改正する法律案、これが成立して施行されれば、放送と通信は厳然と区別され、違法行為に対しては罰せられてしまう、こういうことになると思います。近々に迫っている各種のサービス計画に対しては郵政省としても明確な基準を提示することがまさに喫緊の課題であらう、そう思います。

郵政省の私的諮問機関であります通信と放送の境界領域のサービスに関する研究会の中間報告によれば、特定性を判断する基準として五つあるわけですね。「送信者と受信者の間の紐帯関係の強さの程度」、「送信者における属性の強さの程度」、「通信の事項」、「情報伝達型式の秘密性」、「受信機の管理」、「広告の有無」、この五つが挙げられているわけであります。郵政省としても、今後この五つの項目を基準として考えていかれるのかどうか。具体的に今申し上げたわけですけれども、まず見解を聞きたいと思ひます。

○成川政府委員 先生今御指摘ございましたように、通信と放送の境界領域に関する研究会の中間報告の中で、通信の相手方の特定性を判断する基準として五項目掲げられているところでございます。特に①の「送信者と受信者の間の紐帯関係の強さの程度」とか「受信者における属性の強さの程度」というところが大きなポイントになると思ひますが、その他の事項につきましても重要な要素であるわけでございます。私どもも、境界領域に関する研究会の中間報告に述べられておりますこ

ういう点を参考にしながら判断をしていきたいというふうに考えております。

○木内委員 参考にしたがから判断をしていきたいというのは、今の私の質問にお答えになっているのかどうか心配なんです、もう一回明確におっしゃっていただきたいと思ひます。この五つの項目を基準として考えていくのかどうかということになります。

○成川政府委員 五つの項目を基準として考えていくという、先生のおっしゃるとおりでございます。

○木内委員 既存の放送への影響、それから今後の通信衛星による放送の普及発展の動向についてどう考えているのかということ、関連して、これまでであった放送に与える影響を十分に引き合わせるため、今後具体的に、例えば財源のあり方でありますとかあるいは実施時期や実施するサービスの種類の検討について、拙速に走らず、いわば段階的な導入の検討というものの配意があつてしかるべきだと思ひますけれども、この点はどうでしょう。

○成川政府委員 通信衛星を利用した放送につきましましては、先ほど来お話し申しましたように、ニースとかスポーッととか音楽等の専門放送を提供する放送として、地上放送や放送衛星による放送を補完していくメディアとして期待しておりますし、またそういう形で進展していくというふうに考えております。

現在、通信衛星を利用した音楽放送を行おうと計画している者の調査によりますと、五十万から百万世帯ぐらいの視聴者が見込まれております。これは有料放送の契約者ということでございす。先ほどお話し申し上げました通信と放送の境界領域のサービスに関する研究会の報告の中でも、財源のあり方とか実施時期とか実施するサービスの種類につきましましては段階的に導入していくことが望ましいのではないかと、言つてみれば、地上放送あるいは放送衛星とあわせてまして調和ある発展を図っていくべきであるというふうな観点の御指摘がございす。私どももそういう線

に従つて段階的な導入を図ってきたいというふうに思つておるところでございます。

○木内委員 段階的な導入をもつて調和ある発展を図っていくということだというふうに思ひます。

昨年の十月に施行されました改正放送法は、郵政大臣に対して放送の計画的及び健全な発達を図るための放送普及基本計画の策定を義務づけていたわけであります。その基本計画では、民放について、テレビの最低四系統化、F.M.の全国普及、B.S.による衛星放送一系統の実現を図るなど、放送系の数の目標が設定されているというところは御案内のとおり。こうした放送系の数の目標が明示されたことについては、衛星放送と地上放送との調和ある発展及び衛星放送における事業存立のための経営基盤確立への配慮があつたからである、こういうふうには思つていたのであります。

ところが、今回の法改正によりまして、通信衛星を利用する放送の導入ということになりました。と、現行の放送系の数の目標は必然的に修正がされなければならぬ。既設の地上民放やJ.S.B.の計画など、現行の放送の秩序にあるいは大きな混乱を招くことにはなるのではないかと、こういう懸念を実は持つております。こうした状態を想定して、通信と放送の境界領域のサービスに関する研究会の中間報告では、今御答弁いただいたように、段階的な導入ということを提言しているわけでありまして、同様に、民放連にありましては、放送の種類やあるいは委託放送事業者の運営財源等、問題の提起が行われているわけでありす。そこで、今申し上げた点についてお考えを伺うことが一点。

それから、郵政省として、以上の点を踏まえて今後策定する放送普及基本計画で、具体的な導入の方法、通信衛星による放送系の数の目標を決めるべきである、こう考えるわけでありまして、一つには放送系の数の目標、それから運営財源、さらには導入時期やサービスの種類、こうした点についての見直し、これをまず明らかにしていただ

きたい、こういうふうに思ひます。

○成川政府委員 先ほどの答弁とちよつと重複するかもしれませんが、通信衛星を利用した放送につきましましては、先ほどの研究会の中間報告に示されておりますとおり、技術革新の成果を国民に還元して国民の多様化するニーズにこたえていくという観点から、既存の通信と放送秩序との調和を図りながらその実現を図るべきであるというふうな内容のことを言われております。

具体的な実現に当たりましては、この報告にもありますとおり、既存の放送事業に与える影響等も十分見きわめながら、財源のあり方とか実施時期、それから実施するサービスの種類について段階的な導入の検討が必要というふうに言っているわけでございます。私どももその認識では一致しているわけでございます。

どのように導入していくかということでございますが、通信衛星を利用した放送につきましましては、放送普及基本計画におきまして、民間の衛星通信事業者たる受託放送事業者による各種種類の放送をどれだけ行わせるかということを決めて、それに従つてやっていくということになるわけでございます。

現時点におきましては、ただけのものが出てくるかということでございますが、これにつきましましては、今後いろいろな放送をやりたいというニーズ等々の意見を踏まえながら勘案していくこととございす。さしむき段階的な導入ということになりますと、財源の面には有料放送に頼るということであつて、かつ音楽放送ぐらいはせいぜいではないだろうかというふうな感じはしておりますが、これらにつきましましては、いろいろなたちの意見を聞きながら、またニーズを見きわめながら段階的な導入を図るということで、放送全体の調和ある発展を図るようにはしていきたいというふうに思ひます。

○木内委員 現行法では、放送を行うためには放送局の免許が必要であつて、放送局の免許を受けた者は同時に放送番組の編集責任を負うというふ

うに、無線局の免許と放送番組の編集責任が一体となつてゐることが前提であつたわけでありま
す。今回の改正では、通信衛星を利用した放送サ
ービスの実現を可能にするために、放送設備を支
配し、管理運用する者としての受託放送事業者
と、番組を編集する者としての委託放送事業者、
この二者に分けることにしている。そのため、ま
ずヘッド面に当たる受託放送事業者の名のりを待
つて、その上で委託放送事業者の認定をして放送
をするという、けさはどからの議論もありました
けれども、言つてみれば、まず法律があつて、そ
うして二段階の手続、タイミングをずらせる運び
になることになつてゐる。放送普及基本計画によ
る目標値局に対して受託事業者として名のりを上
げるところとして、具体的に今回の場合どこが考
えられるのかというところが一点。

さらに、受託事業者が免許申請に名のりを上げ
ないということになつた場合、委託放送事業者の
認定作業が行われるのか行われないのか。
以上の二点についてお聞きします。

○成川政府委員 受託放送事業者につきましては
は、現在J.C.S.A.Tが三月七日に打ち上げられ
ておりまして、近くS.C.Cが打ち上げられるとい
う予定になっておりまして、それが通信衛星事業者
として事業を始めるとは始める予定になつてゐる
ところでございます。現時点において考えられま
すのは、その二社からの受託放送事業者について
の申請が考えられるんじゃないかというふうに思
います。

それから、受託放送事業者がないのに委託放送
事業者の認定があり得るのかという点でございま
すが、受託放送事業者がございませんと、どの周
波数、チャンネルを使って放送を委託するかとい
うことがございせんので、申請のしようもないと
いうことではございません。したがつて、受託放
送事業者がないのに委託放送事業者の認定があり
得るということはないというふうに思います。

○木内委員 一つ一つ確認をしていきたいのであ
りますけれども、料金の問題であります、五十

二条の十の二項一号の規定に、「受託放送役務の
料金が業務の能率的な運営の下における原価に照
らし受当であること。」こういうところがありま
す。当然、この具体的料金については、各契約者
の当事者間で話し合はれ決定されるものであると
は考えるわけでありませうけれども、郵政省の認識
として、これまでも各種の動向でありましてとか計
数処理をされて調査をされたところであると思ひ
ますけれども、実態はまずどの程度の額になつて
おりますか。

さらに、通信用と放送用とを比べると、さまざ
まな状況から考えて、放送用料金の方が通信用
を上回るといふことが考えられるわけでありまし
て、どの程度の割合で高くなると考えられるか、
この辺の見通しについて。

以上二点、お尋ねします。

○成川政府委員 通信衛星のトランスポンダーの
使用料金につきましては、具体的には受託放送事
業者がその提供条件の内容として決定するわけで
ございまして、まだ現実にはどのような額というよ
うなことを決めてゐるわけではございません。
それから、放送用に提供する場合であっても、
通信業務に要する経費と基本的には同一と考えら
れますことから、その料金についても大差ない金
額になるんじゃないかというふうに思います。

ちなみに、通信業務に要するトランスポンダー
一当たりの使用料金は、正確な数字は今持ち合わ
せておりませんが、四、五億程度というような金
額であるというふうに聞いてゐるところでござい
ます。

○木内委員 それから、きょうのこの審議の中で
再三にわたつて言及されてゐるところであります
けれども、認定の問題についてお尋ねします。

委託放送事業者は、法定の事項について記載し
た申請書を郵政大臣に提出する、郵政大臣の認定
を受けてから業務開始ということでありませうけ
れども、複数の委託放送事業者の希望が出てきた場
合の対応の仕方はどんな具合になるのかというこ
とが一点。

それから、第五十二条の十三に、委託放送事業
を行おうとする者の認定要件が五項目にわたつて
盛り込まれてゐるわけでありませうけれども、その第三
号に「委託して放送をさせることによる表現の自
由ができるだけ多くの者によつて享有されるよう
にするためのもの」として郵政省令で定める基準に
合致すること。」との規定があるわけでありまし
て、この委託放送事業者への認定申請については、
実際のイメージとしてどういった形が想定される
のか、どのくらいの事業者が申し出ると考えてお
られるのか、その見込みの数。それから、見込み
とは別に現在の段階で掌握してゐる業界の実態、
これについてもお答えを願ひたいと思ひます。当
初の認定数の見込みということについてあわせて
お尋ねします。

○成川政府委員 まず第一点の、予定してゐる事
業者の数を越えて申請が行われた場合にどのよう
に対処するのかという点でございませうが、委託放
送事業者が放送できる放送番組の数の目標という
のは放送普及基本計画において定めまして、これ
を達成するために放送用周波数使用計画におい
て、周波数につきましてはこれであるということ
を措置するわけでございます。

したがつて、委託放送業務に関する認定につ
きましては、今申し上げました数の範囲内において
行われることになるわけでございます。仮にこの
範囲を超えて認定の申請があつた場合におきまし
ては、申請を比較審査にかけまして、その上で認
定基準の各項目に適合する度合いの最も高いもの
が「放送の普及及び健全な発達のために適切であ
る」という条件が先生今お話しございました四号
にございませうが、それに適合するものとして認定
を受けることとなるわけでございます。

それから、今現在どれくらいのものか予定して
いるかというふうな話でございませうが、現在、音
楽放送関係につきましては二社ぐらいがやりたい
というふうな希望を持つてゐるようございま
す。まだ正確にははつきりとな名のり出てきてゐる
わけではございませうが、意向というのか、ちまた

の意見といひますか、うわさといひますか、そう
いうもので言ひますと二社ぐらいが考えてゐるよ
うでございませう。

それから、映像関係でございませうが、CATV
に番組供給してゐるのが現在三十社あるわけでご
ざいませうが、このうちの十社程度が個別配信も、
今すぐではございませうが、行く行くはやりたい
というふうな気持ちも持つてゐるようございま
す。そのような需要が現在のところ想定されてい
るところでございませう。

○木内委員 今の局長の答弁にもありましたけれ
ども、複数、多数の認定申請数が出た場合の比較
順位といひますか、比較認定の問題があるわけ
でありまして、恐らく申し上げたこの五項目の要件
によつて判断をするとしても、この要件というの
はクリアする事業者がほとんどであらう、こう
いうふうな思ひわけなんですね。ところが、その
際、比較検討、認定を郵政省が行ひ、判断して認
定をしていくという段階になるわけですけれど
も、こうした手順を考えますと、本来断じて守ら
れなければならぬ放送事業者における編集権で
ありますとか番組編集の独立性、自律性というも
のに行政当局が介入するような懸念があるのでは
ないか。こうしたメディアにおける自主性、主体
性というものは、いついかなる状況のもとでも守
られなければならぬわけでありまして、この点
の配慮はいかに行われるのか、これが一つのポイ
ントだと思ひます。その点、どうでしょう。

○成川政府委員 認定につきましては、最小限必
要な限度において認定制度というものを設けて認
定業者を決めていくわけでございます。放送番組
の編集の自由につきましては、当然守らなければ
ならないことではございませう。私も、認定業者の
放送番組編集の自由におきましては、介入するこ
となく、委託放送事業者の責任においてやってい
ただくというところで進めていきたいと思ひます。

○木内委員 ちょっと答弁として弱い感じがしま
すので、もう一回重ねてお尋ねをするわけであり
ますけれども、今回の法改正というものは、通信

衛星を利用した放送サービスの実現を可能にするという目的で、一つは受託放送事業者、もう一つは委託放送事業者、この二者に分けて、いわゆる放送をヘッドとソフトに分割して、それぞれ別の認定、免許を与えるという従来の新しい形式である。こういふふうに思うんですね。これは先ほど述べたように、通信衛星を利用した放送に限るという条件のもとでの施策であるわけですが、これも、言論、報道機関とも言える情報提供事業者に対して、委託放送事業者として直接国が認定を与えるとしたことによって、甚だ、郵政による放送編集主体への管理権限の強化ではないか、言論、表現の自由にもかかわる問題である、こういう強い指摘の声があるものでありまして、私も全くその点について危惧の念を強くしているところであります。健全な民主主義発展のためにも、編集主体としての情報提供者に対して行政当局が法的規制をかけることについては断じてあってはならないし、慎重でなければならぬ。また、認定に当たっても、あくまで委託放送事業者の自主的判斷と自律というものを尊重して、その編集権に対してはその独立を最大限守らなければならない。この法案審議におけるポイントの一つがまさにここにあるわけでありまして、明確に基本理念、そしてまた法の趣旨と郵政省の今後への対応の姿勢について答弁を願いたいと思います。

○成川政府委員 委託放送業務につきましては、先ほど来申し上げましたように、社会的な影響力も大きいという点、周波数を占有するということのようなことで認定制度を設けて認定するわけでございますが、これは必要最小限でございます。まして、番組の編集の自由につきましては放送法三条に定めておりますとおりきちんと守らなければならない、番組の編集の自由は放送事業者にゆだねられていないものでございまして、これは国が最大限に尊重しなければならぬ問題でございます。言論の自由、表現の自由という観点からいいますと、放送番組編集の自由につきましては国として最大限尊重していく所存でございます。

○木内委員 当面、音声による委託放送事業者が認定されて放送サービスを開始することになる。順番としてはこういうふうになるわけですが、CATVの番組供給業者についても通信衛星を介しての番組供給業務を準備しているものでありまして、こちらは通信用トランスポンダーを使用してその業務を行うことになる。その際、その通信内容が果たして通信であると言えるかどうかは極めて微妙な問題である。そうした番組供給会社から送信されるものの中には、本来のCATV受信者用の広告があらかじめ挿入されているものも実際あるのではないかと、こういうふうに思われます。当然スクランブルなどの措置は施されるとは思いますが、まさに通信と放送の境界域にある送信であり、一歩間違えば電波法違反ということで通信衛星の免許取り消しにもなりかねない重要なことである。こうしたケースの場合、具体的な判断基準についてはどう考えておられますか。

○成川政府委員 先生御指摘のとおり、通信衛星によるサービスがCATV事業者への配信である限りは放送となることはないわけでございますが、しかしながら、一たんこのサービスをCATV事業者への配信の枠を超えて、公衆によって直接受信されることを目的として行うということになれば、これは放送に該当するわけでございます。

放送に該当した場合に郵政省としてどう対処するかといったことではございますが、CATV事業に対する番組配信の個別受信が行われることを前提として配信を行う場合には、その改善を指導する等適切な措置を講じていかなければいかぬというふうに思います。それによってなおかつ改善がなされない、どうしてもやめられないということになりますれば、最終的には免許取り消しというふうなこともなりかねないわけでございますが、その前段階において適切な指導をして、これが改善されるように努めていかなければならぬという

ふうに思うところでございます。

○木内委員 今回の法改正に当たっては各方面からさまざまな意見が私のもとにも届いているわけでありまして、その中にこういった懸念の指摘がありました。

放送用とされる周波数帯は、国際的に確立された放送波ではない不安定なものであって、今後軌道位置や周波数の変更、受信設備の更改を強いられるおそれもある。行政当局に今求めなければならないことは、この周波数を安定したものとして継続的に利用できるように努めるべきである、こういう意見もありますけれども、この点についてはどうですか。

○成川政府委員 国際条約上確立しておらず不安定という指摘があるわけではございますが、その点はこちらと関連しているといえますか、誤解されている面があるかと思えます。

放送衛星の場合はプラン化されておりまして、長期的に安定して継続的に使用できることになっておりまして、その点については、それに比べますと、プラン化はされていませんが、通信衛星の場合でございますが、通信衛星が使用する静止軌道上の位置だとか周波数につきましては、国際条約上、新たな衛星通信系を設立しようとするたびごとに国際調整を行うことにより利用できている状況では安定して、その国際調整ができていない状況では安定的に利用できるわけではございません。このうちの十二・五ギガヘルツから十二・七五ギガヘルツまでを放送用、業務用として使おうということであるわけではございます。

郵政省といたしましては、具体的な国際調整の場におきまして、この周波数が安定的、継続的に利用できるように努力していかねばならないというふうに思っているところでございます。

○木内委員 次に、NHKの外部業務委託の問題についてお尋ねします。

NHKは、民間のノウハウを活用するとともに、業務の一層の効率化を図るため、今後とも業務の外部委託を積極的に推進する必要があると思

われます。しかし、行き過ぎた業務の外部委託というものは、公共放送としての役割を将来にわたって確保することを困難にするおそれと同時にあると思うのです。この重要な業務を委託する場合に、NHKがあらかじめ定めた基準に従って行われていく必要があるのではないかと考えますけれども、この業務委託における基準について郵政省としては具体的などんな期待を持っておられるのか、お尋ねします。

○成川政府委員 先生御指摘のように、NHKは効率化、合理化を図るために外部に仕事を委託してやっていくということも必要でございますが、それによってNHKの本来たる業務に支障を及ぼすことがあってはならないわけではございます。

今回は、業務委託の基準をNHK自身に自主的な判断に基づいて策定してもらうような法改正をさせていただいておるところでございます。この法律におきまして、業務委託がNHKの経営の効率化に資するように、あるいはNHKの現在及び将来の業務運営に支障のない範囲内で行われるように基準が策定されることを求めているわけではございます。

では、具体的にどういふことをNHKに対して期待しているかということではございますが、NHKみずからがこのような法律の制定の趣旨といえますか、法律改正の趣旨を生かして策定することを目指しているところではございます。具体的な内容につきましては他の特殊法人の例を見ますと、委託する業務の範囲だと委託者の選定基準だと再委託は原則として禁止するというような内容を盛り込んでおります。したがって、NHKが作成する際にもそういうものを参考にしながらつくっていくと思っておりますので、それらの点について具体的な内容は内容のある基準がつくられるのではないかとこのように考えています。

○木内委員 今回、NHKの子会社に対する調査権の問題があるわけでありまして、時間の関係もあって端的にお尋ねします。

この子会社の調査権の対象となるのはNHKと

子会社までですか、または子会社のみが有する孫会社、この関連会社までが対象となるのかどうか。具体的にその対象の範囲がどこかというところが一点。

それから、外国に営業の本拠地のある例えばNHKエンタープライズの子会社もあるわけでありますけれども、こういったところまで全部調査といたしますか、今回の対象に含むのかどうか。簡単で結構です。

○成川政府委員 今回の子会社調査権の対象は商法の例に倣ったものでございまして、具体的に申し上げますと、発行済み株式総数の過半数をNHKが所有しているものを子会社と言うならば、その対象は、その子会社のほかにさらに発行済み株式総数の過半数をNHKとその子会社が持っているまたは子会社のみが過半数の株式を持っているもの、つまり孫会社でございまして、これも対象になります。商法の例と全く同じでございまして。

先ほど後段で御質問ございました外国の法人でございまして、NHKエンタープライズの子会社であるエンタープライズ・アメリカあるいはエンタープライズ・ヨーロッパというのもございまして、これは外国法人でございまして、外国に営業の本拠地があるわけでございますので、今回の対象にはならないわけでございます。

○木内委員 最後のテーマについてお尋ねします。

放送番組センターの問題です。

近年におけるテレビ、VTRの急速な発達に伴いまして、テレビ放送を通じての映像も国民の生活とは切っても切れないほど密着してきている、また、その質的内容も著しく向上してきていることが特徴として挙げられると思います。そうした作品は、いわば生きた社会史、生活史を検証する国民的財産と言っても過言でないほど、内容の立派なものが多数最近はある、こういうふうな私自身、見聞して思います。

しかしながら、映画のフィルムなんか文化財としての性格づけも早く行われて、国立の施設で

保管、収集されているのに、そうした実態に比べてまして放送番組はその制作放送事業者の事情であるとか、あるいは著作権の処理等もありまして、残念ながら今なお国民が広く利用できるよう環境にはなっていない、体制になっていない、こういった点が指摘できると思うのです。在京、在阪の放送事業者、NHK及び民放テレビ十局が保存している番組数は、聞くところによりますと約十二万本、こういうふうな言われていますけれども、こうした保存の主たる目的も、自分のところでつくったもの、これの再放送あるいは映像資料としての利用といった、それぞれの事業展開の一環として行われているというのが実情だと思えます。

諸外国においては、既に放送番組の収集、保存、利用のために機関が設立をされていて、それぞれの国民の利便に供されているケースも複数あるというふうにも実は聞いているんです。今回の放送番組センターの設立についても、私は実はその点で大変期待をいたしました。遅きに失したとは思いつつも、構想としては非常によろしいのではないかと、こういうふうな思っていましたけれども、実はなかなか私が意図するような内容にはなっていないというのをもまた実態のようでありまして。

この放送番組センターの運営に当たっては、広く国民の利便に供するため、収集業務は当然のこと、いわゆる各地方における地域センターを通じて公開することも今後極めて重要な使命、任務になつてくるのではないかと。これは私の提言ということでお聞きいただき、検討をお願いしたいというところで答弁をお願いしたいと思います。

一つは、地方拠点の育成ということ。現在、各地方においても独自のビデオライブラリー構想というものがあつて、各種施設の創設が計画されたり、また運営されている例もあるわけでありまして。川崎市や広島市といったように、具体的な形で動き始めている例もあるわけでありまして、そのした施設とも早急に連携をとりながら、このた

びの法改正によって行われるこのセンターとの有機的な運用というものが行われ得ないか、ぜひこれは要望をしたいと思います。したがって、計画段階のところには積極的にその推進を協議をしつつ図るべきである、こういうふうな思っていますけれども、この点がいかがかというふうに思っています。

それから、申し上げたような趣旨から、放送番組センターにおいては現在、貸出業務というものが行われないようなシステム、どちらかというと保存に重きが置かれているということでありまして、ぜひともこの貸し出しについても、著作権等解決しなければならぬさまざまな課題はあると思えますけれども、ぜひ実現に向けて検討をお願いしたい、こういうふうに思います。特にこの貸し出しにつきましては、公明党としてはことしの一月二十一日に党首会談が行われた際に、個別の提案事項というものを二十五項目、国民生活関連の提案としてしたわけですが、この中で、公共ビデオ図書館構想についても実現に向けての構想を要請しているところでありまして。ビデオは視覚を通じた文化、教育、教養等の有力な伝達媒体である、こういう視点から公共ビデオ図書館の設置を訴えてきたところでありまして、今回のこの法律に盛り込まれたセンターの機能、さらに研究をしていただければ、ぜひとも申し上げたような施設の実現が図られるよう検討をお願いしたいと思います。ぜひとも、これは前向きな答弁をいただきたい。

○成川政府委員 まず、前段の地域センターとかかわりでございますが、先生御指摘ございましたように、広島市とか川崎市におきまして映像文化ライブラリーが設立されておりますし、また、各地において放送ライブラリーの設立の機運が高まっております。今回、法改正をさせていたいただきました指定法人たる番組センターの設立を図るわけでございますが、各地域に設立される放送番組センターとこの指定法人たる放送番組センターとは密接な連携を保ちながら、その指定法人たる放送番組センターからできるだけ情報とかノウハウだとかを提供いたしまして、全体として放

送ライブラリーといえますか、放送番組センターが充実いたしました国民に喜ばれるサービスができるようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

幸い、地方の放送番組センターにつきましても、財政上の優遇措置、支援措置が講じられることになっております。例えばテレビビデオ地域におきまして第三セクター方式で行われる放送番組センターの場合には、その整備事業に対する無利子融資制度がございまして、それから財政投融資もその道が開かれております。こういう支援措置も好材料として使いまして放送番組センターの充実を図っていききたいというふうに思っています。

それから、貸出業務等につきましてもお尋ねでございますが、放送番組センターは、収集、保管した放送番組につきまして図書館等の公共機関に対する貸し出しは可能でございまして、これ以外のものでございましては原則として館内で視聴させることを内容としております。現時点におきましての放送番組センターはそのような内容のものでございます。

これは、著作権関係者といえますか、放送事業者とか出演者等が他の目的に使用されることを極度に警戒しております、個人貸し出しを行った場合は著作権関係者の理解を得ることが難しいわけでございます。そうなりますと、放送番組の円滑な収集が行われなくなるおそれがございますので、現時点におきましてはこのような仕組みで法改正をさせていただいたような次第でございます。

なお、将来的には、著作権関係者等の理解と協力を積極的に得るよう私どもも努力していきたいと思っております。今申し上げましたような状況でございます。今後とも検討と努力を重ねていきたいというふうに思っております。

○木内委員 質問は以上でございます。

が、今最後の答弁で、著作権関係者との協議を行って、将来的に、主張しておりますところのビデオの貸し出し、いわば公共ビデオ図書館構想についても非常に前向きな答弁があったことを印象深く今お聞きしております。ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○煙委員長 木下敬之助君。

○木下委員 午前中から午後と皆さんの質問をずっと聞かせていただきました。本当にいろいろと問題の多いこともよくわかります。そういう意味で私の角度から質問させていただきたいと思ひます。

今回の改正案のポイントの一つは、通信衛星による放送の実現を図るためのものということでありますが、通信衛星による放送を認める趣旨、理由をまず伺いたしたいと思います。

○成川政府委員 先生既にごらんのとおり、民間通信衛星は既に三月七日にJCSATが衛星を打ち上げましてサービスを開始しております。送信出力のより大きな通信衛星が出現してまいりました。また、受信技術の進歩等によりまして、通信衛星でも映像の場合で二メートル程度のアンテナであれば受信が可能という状況になってきております。

私も、通信と放送の境界領域的サービスに関する研究会を開いていると御議論いただいたてきたわけでございますが、その中間報告の中でも、このように技術革新の結果、通信衛星による放送も可能になってきたという、その成果を国民に還元すべきである、それから同時に、多様化、高度化している国民のニーズにもこたえていかなきゃいかぬというような提言といえますか、意見が出されております。またその際には、既存の通信とが放送秩序との調和を考慮しながら、通信衛星による放送の実現を図っていくべきであるというような考え方を示していただいたところでございます。

このような通信衛星の現状を踏まえまして、通

信衛星による放送の導入を図ることとしたしまして、制度面におきまして手当てをいたしませんと実現ができませんので、今回の法改正をさせていただき、必要な措置を講じて、それを実現できるようにしていただきたいということをお願いしているような次第でございます。

○木下委員 こういった法改正を行わなくても、現行法によっても通信衛星による放送はできたのではないかと、こう思いますが、どうですか。

○成川政府委員 現行の放送制度におきましては、放送局の免許を取得した者が放送事業者になるわけでございまして、それが放送事業者として放送番組の編集を行う仕組みになっております。言ってみれば、ハードとソフトが一致しております。放送局の免許を受けた者以外に放送事業者として放送番組の編集、放送が行えないという形になっていくわけでございます。

通信衛星による放送サービスでございますが、これにつきましては、衛星のユーザーが放送番組の編集を行います。みずからは放送局の免許を取得せずに、他人に放送番組の送信を依頼することとを計画しているところでございます。

したがって、現在のような放送法の上では、免許の取得主体と番組編集主体の一致を前提としておりますので、他人の放送番組を送信する無線局の制度を認めていない現行の放送制度では、このような形で放送を実施することは不可能でございます。通信衛星による放送の実現のためには放送法の改正が不可欠である。言ってみれば、免許の取得主体と番組編集主体の一致を前提としている現行放送法上では、ソフトとハードを分離するような形のもは想定しておりませんので、そのようなソフトとハードの分離をする形を導入することによってその実現を図ろうというものが今回の改正させていただきたいという主な理由でございます。

○木下委員 分離をするということと通信衛星で放送するというのが一緒に出てきている。だから、この法律が通つてしまえばそういうことなん

でしようけれども、この法律じゃなくてやろうとするときにできないのですか。私の質問している趣旨がわかりにくいのですか。

○成川政府委員 通信衛星事業者自体が放送事業者としてやるというようなケースであれば、放送局の免許を自身を受けて放送をするということは現行法上でも可能ではございますが、通信衛星のユーザーがそれを借りているといえますか、放送をしようということになりますと、現行法ではそのような制度はないわけでございます。したがって、放送法の改正をする必要があるということになるわけでございます。

○木下委員 そのユーザーに限って考えると、ユーザーの方が放送しようと思えばということなんですが、ユーザーはユーザーですから、ユーザーが自分で何をしたいかという、通信の方で使っておる、その通信の延長でもかなりできることはいっぱいあると思うのですけれども、なぜここで変えて放送にしなきゃならぬのかというのはいちよとまだよくわからないですね。

それで、放送衛星による放送と今回実現を図ろうとしている通信衛星による放送というのは、これはやはり違うのですか、何か決定的に違うことがあるのですか。

○成川政府委員 先ほど来御議論がございましたように、放送というのは公衆に対する直接の無線の送信でございます。したがって、そういう形態のサービスはユーザーがすることとは許されないわけでございます。

放送衛星の放送と通信衛星による放送とは、形の上では何ら変わりはないわけですが、公衆に対する無線の送信であるという点も全く同じでございます。ただ、先ほど来御議論がございましたように、片方は今二メートル程度のアンテナを必要とする、出力が小さいというようなこともございまして大きなアンテナを必要とする。直接放送衛星の場合は出力が大きいものですから、四十五センチとか六十センチ程度のアンテナで受信が可能だというような点の違いはございますが、形

の上では何ら違いがないわけでございます。

通信衛星のユーザーといいますが、例えばCATVに対する番組供給事業者がCATV事業者に対して番組配信をしているということだけであれば、それは通信でございますが、それがその通信衛星を借りて個別受信というところまでいこうとすれば、それは放送になるわけでございまして、現行法では許されないと考えているわけでございまして、現行法を直しまして手当てをすれば委託放送事業者になり得まして、放送も可能になるということになるわけでございます。

○木下委員 ユーザーがそういう放送をすることはできないと言いますが、こういう形にすると、このユーザーがつくったものを結局は放送する、こういうことであらうと思うのですが、何かいろいろと複雑につくっておられるけれども、結局は、送り出す方が送り出したものを送り出して、受け取る方は受け取りたいものを受け取ると、これは通信と言えは通信でしようし、放送と言えは放送でしようから、何かお役所感覚でいろいろなものが入っているだけで、一般の人にとっては余り差があるようには見えないのです。

ちなみに申し上げますと、何か通信衛星と言えは通信だと思つて名前をつけて通信衛星だっただんだと思つたし、放送衛星は放送衛星ということであつたんだと思つた。今後技術革新をしてまた新しいものが出て、それを通信衛星とかなんか名前をつけてしまうと、何をどうするのか、もう一般の人にとっては全然わからない、こういうことにならうかと、私も一般人としての意見を申し上げておきたいと思ひます。

今のようなことで、放送局の免許主体と放送番組の編集主体とを分離する。これは何か別の、実際こうしなければならぬ理由があつてというのではなくて、今のうちに、今までの既成のものとして放送とをいろいろ組み合わせる中でこういう案が出てきたんじゃないかと思うのですが、どうしてこう二つ分けなきゃならぬのか。疑問点としては、

両方を同じ会社がやるとかいうことができるのかどうか。

○成川政府委員 ハード業者が委託放送事業者をも兼ねるといった場合ですか。

○木下委員 そういうことです。

○成川政府委員 それはあり得ます。可能性はありますけれども、実態としては出てこないんじゃないかと思いますが、法制的に言いますとあり得ます。

○木下委員 まあないだろうと言われましたけれども、両方すればどうなるのかなとすれば、やはり同じ放送になるし、まだ疑問点が本当に多いなと思っております。

これは、ちょっと外国ではどういうことになっていますか。ほかにもこんなふうに分離して同じようなことをやっている、見習った例が何かございますか。

○成川政府委員 放送の送信と放送番組の編集の分離の制度につきましては、西ドイツとかフランスに例がございます。

西ドイツにおきましては、送信施設は連邦政府の管理運営しているところでございます。連邦政府でございますが、郵電省が管理運営しているところでございます。放送番組の編集につきましては各放送協会が行う仕組みになっております。

それからフランスにおいてはございますが、フランスにおきましては、国有放送会社の放送の送信につきましてはTDFというフランス送信担当会社というものが独占的に実施しております。それで、本年四月にTDF1というのが打ち上げられまして衛星放送会社が衛星放送を開始することになったわけでございますが、これにつきましても送信はTDFが担当いたします。別の衛星放送会社が放送番組の編集を担当するという形になっております。

○木下委員 ちょっと今知りたいと思っておりますのは、結局、放送と通信の区分というのはどんなふうに考えておられますか。

○成川政府委員 放送というのは、先ほど来繰り

返し答弁しておりますように、公衆に対する直接の無線の送信でございます。公衆というのは不特定多数と換言してもいいのではないかとこのように思います。それから通信の場合は、特定者間の情報流通といえますか、電気通信の定義では「映像を送り、伝える」というような文言になっているかと思っておりますが、この通信と放送を切り分ける場合の切り分け方といたしましては、特定者に対する送信は通信と理解して、公衆に対する直接の無線の送信は放送であるという現行の区分けの仕方です。それで、放送法に当たるところでございます。

そこで、放送法に当たるところを放送としてとらえて今回の記述の対象にしているという考え方でございます。

○木下委員 特定じゃなくて公衆に向かってのもりでも、こういうかなりな機械がないと受信できないところは、数が少なれば幾ら公衆に向けてといたって結局数が限られてくれば特定なところに向けて出していることになるのだと思いが、その点はどう考えておられますか。公衆と特定の関係です。

○成川政府委員 公衆というのは不特定多数ということですが、だれでも入り得るようなもの、だれでも受信し得るようなものであれば公衆といえますが不特定多数に当たるのではないかと。したがって、有料放送というような形で契約を結んだ上で放送するという場合におきましても、だれでも受信者となり得る道を開いているものであれば放送としてなるわけでございます。

ただ、CATV事業者への番組配信など受信者が特定のものに限られる場合とか、キャブテンなどという電話を使つてやるシステムがございますが、これらのように受信者の個別の検索に応じた情報を提供するといふようなものは放送の有線放送ではございませんで、通信に当たるといふことは言えると思っております。

通信衛星を利用した放送サービスといふものは、各家庭で、あるいは個別で受信したいというものは、従来の放送と全く同じサービスでございます

ますので、これを放送としてとらえていこうということでございます。したがって、通信衛星を利用した放送も、それから放送衛星を利用した放送も全く形態的には同じであるという観点で、今回の法改正をさせていただくような次第でございます。

○木下委員 通信と放送の境界領域のサービスに関する研究会の中間報告と今回の改正案との関係はどうなっておりますか、お伺いいたします。

○成川政府委員 通信と放送の境界領域のサービスに関する研究会の中間報告では、先ほど来繰り返し申し上げておるように、技術革新の成果を国民に還元するべきである、それから、多様化、高度化する国民の情報ニーズに対応するために、既存の通信、放送秩序との調和を考慮しながら、通信衛星による放送の実現を図るべきであるという考え方が示されているところでございます。あわせて、通信衛星による放送にふさわしい放送局の免許主体と放送番組の編集主体を分離する制度の導入の必要性も指摘しているところでございます。

今回の改正案は、このような研究会で示された考え方を踏まえまして、通信衛星による放送の実現のための制度改善をさせていただこうというものでございます。いわば、中間報告を受けてこのような措置を講じさせていただいたものでございます。

○木下委員 時間もありませんので、次に、放送番組センターについてお伺いします。

今回の改正案では、放送番組センターは放送事業者に放送番組に関する情報の提出を求め、提出ができたとしておられます。この規定によつて、放送事業者が放送番組センターの求めに応じて提出しなければならぬ放送番組に関する情報とはどのようなものなのか。これについて情報提出を放送事業者が義務づけられておられるようですが、このように義務づけられていることについて放送事業者の理解はあるのか。また、放送事業者が放送番組センターから求められた情報を提出しなかったよ

うな場合はどうなるのか、この点をまずお伺いいたします。

○成川政府委員 放送番組に関する情報につきましては、放送番組センターの中に設けられます放送番組収集諮問委員会、この構成員としては、NHKとか放送大学学園の推薦する者あるいは一般放送事業者が組織する団体が推薦する者とか学識経験者などが考えられるのではないかと思います。そういう諮問委員会におきまして定めることとなっておりますが、放送番組に関する情報として現時点において考えられますことを言わせていただきますと、例えば放送事項とか放送番組の名称、放送番組名、それから放送された放送年月日、それからどこに番組があるのかという所在場所、それから著作権関係者、それがその制作にかかわったのかという著作権関係者、それから演出家などが考えられるのではないかと。いふふうに思います。ただ、放送事業者において既に消去している放送番組に関する情報につきましては提出する必要はないわけでございます。

それから、放送事業者の理解を得ているのかということでございますが、近年、放送事業者等の関係者の中で放送ライブラリー設立に関する機運が大変高まっております。国際ビデオライブラリー・フォーラムというものが昨年、ことしと続いて開かれておりますし、各種の運動が展開されているところでございます。郵政省でもこの法案を提出させていただく前に放送ライブラリーに関する調査研究会を開きまして、その場にはNHKとか民放関係者にもメンバーとして参画していただきまして、いろいろと議論をしていただいたところでございます。それで、放送番組センターは実現すべきであるという意見もその研究会からいただいているところでございます。こうした検討の中で関係者の理解も十分得られてきたものといふふうに私も考えておりますし、また事実そのとおりになっているところでございます。

それから、放送事業者が情報を提出しなかった場合はどうなるのかということでございますが、

が行われたとして、受ける側の国民にとってどういう新しい設備が必要か、新たな負担がどの程度になっていくのかという問題もあります。そしてまた、これが大事な問題だと思うのですが、いわゆるハードとソフトの分離ということで、番組を制作して委託するソフト事業者に対する規律というものが、規律自体の是非の問題が一つあると思うのですね。規律するとした場合に、どういう基本的な考え方に基づく必要があるのかという点がある

どうかと思っております。しかし今回の改正案、この提案をお聞きしておりますして、それらのいろいろな点の検討が十分行われたとはとても言えないのじゃないかと考えております。

時間も十分ありませんから幾つか個別の点をお聞きしていきたいと思うのですが、通信衛星を利用した放送としてどのようなものがあるといえますか、出てくるかと考えておられますか。まずその点から……。

○成川政府委員　通信衛星を利用した放送サービスの内容でございますが、けさほど来御答弁申し上げておりますように、ニュースだとか音楽とか

サービスが多いんじゃないかと思ひます。映像関係ではそんな感じでございますが、音声放送も、PCM音声放送なども出現してくることが考えられるんじゃないかというふうに思ひます。

○佐藤祐委員 想定されているそのものという

のは対象についてもかなり限定的なものじゃないかというふうに思うのですが、具体的にどういう者が名乗りを上げてきそうだとところほうもう掌握しておられるのですか。

○成川政府委員 私どもはそういう事業者の人たちから具体的、個別的に意見を聞いておりませんが、ただCATVに対する番組供給事業者というのは現在三千社ぐらいございます。このうち何社かは通信衛星を利用したサービスを提供したいというところで準備を進めているようでございます。その数は大体十数社ぐらいになるのじゃないかと思いますが、その会社自体がすぐに通信衛星を利

用した放送をしたいという意向は持っているようではございませんが、行く行くは個別受信もやりたいというような考え方を持っているようでございます。

それから、音声放送につきましては、現在二社が企画といえますか考え方を持っているようでございます。それほど詰まった話になっているようには見受けませんが、そういう希望を持っているということは聞いております。

○佐藤(祐)委員　こういうことはどうなっているのでしょうか。委託放送事業者が番組をつくって

依頼して放送してもらう、こういうことになるわけですね。その場合にトランスポンダーが何本かあるわけですが、利用の仕方について郵政省としてはどういうふうに考えておられるのか。一つのトラポンを一社で占用できるような力量を持つていなければだめだというふうにお考えなのか、あるいは一本を二社で使うとか、あるいは一日置きに使うとか、さらには時間を区切って使うというようなことも利用の形としては考えられるわけですね。そのあたりはどういうふうに考えておられますか。

○成川政府委員 放送普及基本計画の中では番組の数ということでとらえまして、やってもらうところを放送普及基本計画の中にのせていこうといふふうに考えております。したがいまして、番組の数として年間丸々占用してもらう。したがいまして、ワントラポンを二社とか三社で分割して使うとか時間帯に分けて使うというようなことは考えておりません。委託放送事業としては、受託放送事業者の一本の専用トラポンを借りて、委託放送事業者としてつくった放送番組をそのまま受託放送事業者に放送してもらうように委託する、頼むということになります。

から、一つのトランスポンダーを借りてずっと継続的に放送するということになりますと、相当財力もある者でなければできないということになるわけですね。そういう点では、もっと多面的な活用の形態にした方が利用しやすいといえますか、そういう可能性はむしろ広がっていくのじゃないか。よく言われます国民の参加、そういう点からいいまでも、私はそういうことも考える方がより新しいメディアを生かす方向ではないかと思うのですが、なぜ限定されるのか、その根拠はどういうことでしょうか。

○成川政府委員　先生御指摘ございましたように、通信衛星の多様な利用を図っていく上からは、多数の者を放送事業者として参入をさせたらいいじゃないかというような考え方もあるかと思えますが、次のこれから申し上げるような理由によつてこれは適当じゃないというふうに考えて、したがって、時分割といえますか、タイムシェアリングといえますか、そういうような分け方をするかはしなかったわけでございます。

いかと思つております。しかも諸外国におきましても、一般的には時分割を行つてゐるような例はございません。したがひまして、今の時点でお考えをしておりますことは、時分割の放送は認めずに、これにつきましては将来、ずっと将来の話になるかかと思ひますが、将来の検討課題としてとらえていこうというふうに思つております。

○佐藤(祐)委員　今挙げられた幾つかの理由は、私にとつてはそれで納得できるというものではあります。やはり多様な活用という点はむしろ考へるべきであらうというふうに思つております。

通信と放送の問題、区別といひますか、境界の問題がさうざう議論されてきました。今度出されたいる郵政省の考え方ですけれども、なかなかすんなりとはわかりにくいところはあると思ふのです。具体例で、例えば予備校ですか、何とか塾がありますね、それが通信衛星を利用して各地にある塾に送るといふことをやろうという計画がありますね。それはそれだけだと通信なわけでしょう。しかし、それを同時に個人宅でも受信す

だれでも受信可能だという形に放送の場合になるのは当然のことだと思ひます。

○佐藤(花)委員 今の説明でもまだよくわかりませんが、極端な例でいきますと、大部分が通信としてこれまでの規定に入る形態だ。通信衛星を利用して送つて、その場合も受講者は多数いるわけですから、それだつて不特定多数と言へば言えるんです。入学、入塾を申し込めば入れるわけだからね。

さらにもう一つ、極端な例で言つて、基本形態はそうだ。たまたま数人自宅で受信する希望者が出たという場合に、途端に放送の規定に移るといふのは何としてもわからぬわけです。非常に無理があるという感じがするんです。そういう、今回の提案ではいろいろ疑問点があります。ありますが、ちょっと進めまして、特に私が疑問を感じてゐるのは、いわゆる委託放送事業者、番組制作をする事業者に対する規律の問題なんです。基本的な点をまずお聞きしておきたいのです。が、そもそも放送局に対する免許を郵政省が行つ

10

第一点といたしましては、特定のチャネル全体を通じてみずからの報道姿勢を表現するなど、放送事業者の番組編集の自由を最大限に確保しなければいかぬということでございます。それから、特定の時間帯、プライムタイムにやりたいという者が集中してしまっていて、結果的にトランスポンダーの有効利用ができないおそれも生ずるのではないかというようなこと。それから、災害の場合などにおきましては放送事業者に協力を求めることにしております。法六条の二によってそういう規定があるわけでございますが、そういう協力を求めることが難しくなってしまうのではないかとということ。それから、送信者と編集者との関係が複雑となりまして、関係を律するのが困難

るということになりますと、これは今の郵政省の
説明では放送に分類されるということになるわけ
ですね。しかし、果たして個人宅というのはどの
程度のものか、数十軒か数百軒かわかりませ
んが、その受ける側からしますと、そうなると放
送としての規律を受けて、そういうものがなけ
ればならないのだというのは、これは非常
にわかりにくいのですよね。個人宅受信も多少
あるというようなケースが出てまいったとした場
合、今度放送として全体を規律するということ
になるわけでしょう。そうしますと、通信に関
しては通信の秘密とか検閲の禁止ということが
あるわけですね。それはどういうふうになっ
ていくのですか。

ておるのは電波法の規定に基づくということからも明らかなように、あくまで電波監理上の必要からのものだというふうに私は理解をしておるわけなんです。つまり、電波を監理する郵政省だから電波法を使用する放送局の免許を行っているんだ、そのとおりですね。

○成川政府委員 放送行政は「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的」とした電波法と、「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする」という放送法に基づきまして行つているところでございます、無線局の免許というのも一つの大きな要素になつてゐるわけでございます。

1

ですから。電波を使う人に委託をするだけでありますから、電波監理上の規制は何も必要のない事業者ですね。これに対して、郵政大臣の認定を義務づける、事実上の免許といえますか、これを行うという点に私は非常に疑問があるわけです。電波監理上の必要ではないということとはっきりしています。電波監理上の必要のない言論機関、言論機関です、やはり番組制作の事業者というの。事実上そういう言論機関に対する免許を郵政大臣が行う、これはどういう根拠に基づく考え方ですか。

○成川政府委員 免許ではなくて認定ということでございますね。(佐藤(祐)委員「事実上の免許というふうに私は言っているんです」と呼ぶ)そうですか。今回の委託放送事業者の認定制度でございますが、受託放送事業者と委託放送事業者といますか、二つの密接なる関連のものの一環として設けられたものでございまして、通信衛星による既存の放送サービスとの調和を保ちつつ円滑に導入するために設けられたものでございまして。

今回の法律改正による制度では、委託放送事業者と受託放送事業者とが一体となって初めて放送サービスが可能となるものでございまして。既存の放送サービスとの調和を保つためには、委託放送事業者と受託放送事業者とが一体となって放送サービスをするわけでございまして、一体となって行う放送サービスに対しては既存の放送事業者と同じような規律を設けようとするものでござい

ます。したがって、放送の規律に関する考え方は、無線局としての放送局に着目して各種の規律が現在設けられておるわけでございまして、設けられておる既存の放送サービスと同じでございまして、その同一延長線上にある委託放送事業者と受託放送事業者が一体となって、既存の放送事業者に課せられていると同じ規律が課せられるというところでございまして、従来の考え方から外れたものというふうには私どもは考えておりません。

○佐藤(祐)委員 よくわかりません、どうも聞い

ておりましてね。ともかくはつきりしていることは、一般の言論の表現といえますと新聞とか雑誌とかありますが、こういうのは認可とか許可とか一切要らないわけですね。自由なわけですよ。ところが放送に関しては、有限の電波を使うから、そこで整理が必要になるということで、施設免許という形で技術水準その他含めての措置がとられているわけですよ。それは基本的な概念だと思ふのです。今回出てきています委託放送事業者というのは、みずから電波は一切使わないんですよ。電波監理の対象にはならないわけですよ。その事業者は別に通信衛星を使つての放送に材料を提供するだけではなくて、ほかにそのソフトそのものを別な形で運用だつてしているわけですね。その事業者を、電波監理上の対象には一切ならない、なり得ない事業者をどうして郵政省が規律をする権限があるのかという点を聞いておるわけです。

○成川政府委員 けさほど来お答えしていることと重複しますが、委託放送事業者は、受託放送事業者に委託いたしまして、自己の放送番組をそのまま送信させる業務でございまして。受託放送事業者の持つ周波数につきまして指定を受けて占用して使えるわけでございまして。言ってみれば、貴重な電波資源を占用して使えるという意味では、従来の放送とその点は共通しているわけでござい

ます。それから、直接家庭に浸透していく放送を行うという意味で大きな社会的な影響力を持つていくという点についても、従来の放送と変りないわけでございます。したがって、従来の放送と変りがないという観点から、委託放送事業者を行う者としてふさわしい者であるかどうかということにつきまして、財政的な基礎とかマスメディアの集中排除とか法律に必要な基準を設けまして、その基準に適合しているかどうかにつきまして郵政大臣が確認、認定しようとしているわけでござい

ます。だから、委託放送業務と受託放送業務と一体と

なつて、従来の放送と同じ実質的なものが行われましますから、従来の地上の放送と同じ規律を両者を合わせてかけていくということでございます。

○佐藤(祐)委員 私は大変無理があると思うんですね。全く別個の人格のものを無理やりくっつけて、そして従来の放送法を横すべりで適用しようというやり方ですね。しかし、具体的にはつきりしておりますことは、この大臣の認定なるものが電波施設に関するものでないことは明白なんですね。そうでしょう。委託放送事業者は電波は関係ないわけだから。電波監理に関する認定ではないということとはつきりしているとしますと、番組制作、そういう言論、報道機関に対して直接郵政大臣が規律をしていく、政府が規律をしていくという新しい問題がここでは発生しているんだというふうに思うのです。

そういう点で私たちは、いわゆる郵政大臣の免許権限、これまでは厳密には施設免許としてやってきました。それが今回の改正の中で、通信衛星を利用しての放送という限られた分野ではありますけれども、電波施設を所有しない事業者にまで権限を及ぼしていく。しかもそれは施設免許ではないわけでありまして、事実上の事業免許制の導入になるといふふうに考えるわけです。ですから、こういうことは本来の言論、表現の自由は最大限保障して権力の介入を極力排除するという基本的な考え方からいいますとこれは反することだと考えるのですが、その点はどういうふうに考えていますか。

○成川政府委員 先ほど来同じようなことを申し上げて恐縮でございますけれども、委託放送事業者と受託放送事業者が一体となって初めて放送サービスが可能になるものでございまして。既存の放送サービスとの調和を保つため、両者一体で行う放送サービスに対しては、既存の放送事業者と同様の規律を設けようとするものでございまして、従来の考え方の延長線上にあるというふう

に考えております。これに対しては事業免許制の考え方というのは、これまでの無線局に着目した放送制度とは異なりまして、放送事業そのものに着目した規律を設けようとするものだということに認識しております。その点では従来の放送の規律と全く同じでございまして、その延長線上にあるというふうに理解しております。

○佐藤(祐)委員 まさにその点に疑問があるのです。先ほど若干議論になりましたが、新聞協会でありましてか民放連、さらには民放労連なども今回の改正案については非常に批判的でありまして。例えば新聞協会の意見の中では、法制上疑義があるばかりではなくて言論、報道に対する行政機関の直接的な介入を招くおそれがあり、容認できない、こういう意見も既に表明されておるわけですね。本当にこれは厳密に検討をすべき問題だらうというふうに私は思うのです。

こういう実際の状況からいいますと、先ほど関係者の意見は若干ヒアリングをやったというお話がありましたけれども、当のマスコミ関係者の合意も得られていない、納得をしていないということの方が私は重大だと思つておるのです。そういう点ではいろいろな疑問点、問題点がありながら十分な詰めがないうままにどうして急ぐのかという点が甚だ疑問なものです。実際の見通しとしても、一・二メートルのパラボラアンテナにまだメーカーは着手するとも言ってないのです。これが果たしてどのテンポで普及していくかというの基礎だ疑問ですよ。BSのアンテナがやつと百万超えていくことでしょう。ですから、これは通信衛星を利用した放送が現実にはどれほど展開していくのかというのにもエス・エス・エス。何年後にそういう状況が起きるかというのにもまだ不明だという段階なんです。現在若干準備をしているところはあるというのには私も承知をしておりますけれども、さしたるは、今放送類似のサービスを通信衛星を使つてやつたとして、領域境界のところを慌てて放送法の新たな規制を設ける必要はないのじゃないかと思つておるのです。領域のそういうサービ

スが行われて、現行のままではいけば通信の範疇に入るわけですね。そのままで推移していつて、では実際にどれほど通信衛星を利用した放送が展開していくのか。かなり発展するということになった段階で改めて法制を整備するという点でも十二分に間に合うというふうに思うのです。その点どうして急ぐのか、私は時期尚早、拙速もいところだというふうに思っています、どう考えていますか。

○成川政府委員 本年三月に民間の通信衛星が打ち上げられておりまして、急速な技術革新の結果いろいろなサービスが可能になってきております。放送領域におきましても、多メディア時代が到来したということが言えるのじゃないかと思えますが、技術革新の成果を国民に還元する、それから高度化、多様化する国民のニーズにもこれについていくということ、それと放送事業への円滑な参入を促進したいとして、放送による言論活動のより一層の拡充を図るという観点からも通信衛星を利用した放送サービスの実現を図る必要があるのではないかとこのように思っております。

現在、一つの衛星だけが打ち上げられておりますが、近くもう一個、さらに十月ごろには二個打ち上げられるというような予定になっておりまして、我が国もいよいよ本格的な通信衛星時代というものを迎えるわけでございますが、この通信衛星を利用した放送サービスが実施できる体制を今から整備しておく必要があるのではないかと判断したわけでございます。直ちに一斉に花開くというような形ではなくて段階的な導入を図っていくにしても、サービスを国民に還元する観点からいたしますと、法制度的に可能な道といえますか、体制を整えておく必要があるのではないかとこの観点からこのような改正案を出させていたいたような次第でございます。

○佐藤(祐)委員 そういふ考えが実態に合っていないことをいろいろ申し上げてきたわけで、

その基本理念を聞いてもしようがないのですよ。一つ星が上がったからといって大慌てする必要はないのです。現実にはそれを使つての放送がどう展開していくかというのはいまだまだわからないし、まだまだ先だろというところが事ははっきりしているというふうに私は思います。

もう時間が参りましたので終わりますが、放送番組センターの問題、私は五年前から一貫して主張してきたことでもありますので、そのことを一言だけ申し上げて終わりたいと思います。

この問題、こういうふうに具体化していくということは非常に結構なことだと思ひます。その場合に大事なことは、国民の利用が全国的に可能になるようにしていくということ、もう一つ大事なことは、郵政が口を出さないということですね。本当に自主的な運用に任せていくということが大事だという点を強調して、終わります。

○畑委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○畑委員長 この際、放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対し、佐藤祐弘君より修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。佐藤祐弘君。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤(祐)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となつております放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由及び要旨を御説明いたします。

修正案の内容は、人工衛星による放送に関する部分の削除であります。

私は、通信衛星を使用した放送そのものに反対するものではなく、これが、新たなメディアとして、国民生活の向上と文化の発展に寄与するように強く望んでおります。それだけに、同じように通信衛星を使ったさまざまなサービスにおいて、放送と通信の境界をどこに引くのか、放送を委託するソフト事業者をどう規律するのが適切か、届け出制か許可制か、などなど、本委員会の議論でも、検討すべき問題が多くあることが明らかになっております。

その際、言論・表現の自由を守ることが基礎的な要件であり、権力による介入の危険性は排除されなければなりません。ところが、今回の改正案は、それら諸点の検討は不十分なまま、ソフト事業者に対して、郵政大臣の認定という事実上の事業免許制を導入しようとするものであります。この改正案の人工衛星による放送に関する部分は、民間放送連盟、新聞協会、民放労連が反対の態度を表明するなど、放送・マスコミ関係者の基本的な合意すら得られていない状況であります。

放送法・電波法は、言論・報道機関を規律する言論法としての性格を持っており、その改正は、言論・表現の自由を守る上からも、国民的な合意の形成に真摯に取り組まなければなりません。現時点での法制化は時期尚早であります。

以上の理由から、人工衛星による放送に関する部分は削除し、改めて、言論・表現の自由を保障する観点からの国民的な合意形成の努力を行うべきであります。

慎重な御審議の上、議員各位の御賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○畑委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○畑委員長 これより放送法及び電波法の一部を改正する法律案及び修正案を一括して討論に付するのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、佐藤祐弘君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○畑委員長 起立少数。よって、佐藤祐弘君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○畑委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○畑委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対して、白川勝彦君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。田並胤明君。

○田並委員 ただいま議題となりました放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の各項に留意して、その実施に努めるべきである。

一 通信衛星を利用する新たな放送サービスについては、国民の意向を十分反映するとともに、放送事業者の放送番組編集の自由を最大限に尊重すること。

一 通信衛星を利用する新たな放送サービス事業の認定に当たっては、公平かつ透明性を確保し、マスメディアの集中排除に努めること。

一 技術革新の成果を実用化するに当たっては、国民のニーズに沿って進めるとともに、技術基準の策定に際しては、慎重かつ十分な検討を行うこと。

一 放送ニューメディアの発達による放送の将来像を明確にし、国会審議等広く国民の意見を踏まえ、放送法の抜本改正及びサービスの多様化と質的向上を図るため、制度の適時適切な見直しに取り組むこと。

一 日本放送協会の業務委託基準については、協会の自主性を確保すること。

一 放送番組センターの運営については、放送事業者の自主性を損なうことがないよう配慮するとともに、センターの円滑な運営に資するため、財政の支援措置を講ずること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑の動向等を参酌して作成されたものでありますから、各項目についての説明を省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上であります。

○畑委員長 これにて趣旨の説明は終わります。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○畑委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、片岡郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。片岡郵政大臣。

○片岡郵政大臣 慎重なる御審議をいただき、放送法及び電波法の一部を改正する法律案を御可決

いただきましたことに對し、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の放送行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございます。（拍手）

○畑委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○畑委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○畑委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会

放送法及び電波法の一部を改正する法律案に對する修正案

放送法及び電波法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「及び電波法」を削る。

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。

「第三章の二 受託放送事業者（第五十二條の九、第五十二條の十二）
第三章の三 委託放送事業者（第五十二條の十三、第五十二條の十七）
第四章 放送番組センター（第五十三條の八、第五十三條の七）
第五章 罰則（第五十三條の八、第五十三條の十三）
第六章 罰則（第五十三條の八、第五十三條の十三）」を

「第四章 放送番組センター（第五十三條の八、第五十三條の七）
第五章 罰則（第五十三條の八、第五十三條の十三）」に改める。

「第五章 罰則（第五十三條の八、第五十三條の十三）」に改める。

第一類第十一号 通信委員会議録第五号 平成元年五月二十五日

第二条第一号の二の改正規定及び同条の次に一号を加える改正規定、同条第三号の二の改正規定及び同条第三号の三の次に二号を加える改正規定、同条第四号の改正規定、第二条の二の改正規定並びに第六条の改正規定を削る。

第十六条第四項の改正規定を削る。
第二十七條第五項の改正規定、第三十條第二項の改正規定及び第五十一條第三項の改正規定を削る。

第五十三條第一項の改正規定及び同条を第五十二條の八とする改正規定中「第五十三條第一項中「同条第四項第五号」の下に「（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」を加え、同条を「第五十三條」に改める。

第五十六條の二に六号を加える改正規定及び第五十八條の次に一条を加える改正規定を削る。
第五十三條の四第一項第二号の改正規定及び同項に二号を加える改正規定のうち「第五十二條の十一（受託放送業務の提供条件の変更命令、第五十二條の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二條の十七第一項（委託放送事項の変更の許可）」を削り、「次の二号」を「次の一号」に改め、同項第四号中「第五十二條の二十四第二項（委託放送業務に関する認定の取消し）又は」を削り、同項第五号を削る。

第五十三條の四第二項の改正規定中「の下に「（第四号を除く）」を加え」を「前項第一号から第三号まで」に改め、同条を第五十三條の十とし、同条の次に一条を加える改正規定のうち第五十三條の十一第一項中「及び第五号」を削る。

第五十三條の三の改正規定及び同条を第五十三條の九とし、第五十三條の二を第五十三條の八とする改正規定中「第五十三條の三」中「一般放送事業者の下に」を「（委託放送事業者を除く）」を加え、同条を第五十三條の三に改める。

第三章の二を第五章とし、第三章の次に三章を加える改正規定のうち「次の三章」を「次の一章」に改め、第三章の二及び第三章の三を削り、第五十

三条の三第二項及び第五十三條の四第五項中「（受託放送事業者を除く）」を削る。

附則第一項の前の見出しを「（施行期日）」に改め、同項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九條の二の次に一条を加える改正規定及び第十四條第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に一号を加える改正規定は平成元年十月一日から、第二十六條の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

（電波法の一部改正）
3 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九十九條の十四第二項中「第五十三條の六」を「第五十三條の十三」に、「又は第九十九條の十二」を若しくは第九十九條の十二又は放送法第五十三條の十一に改める。

附則第四項から第九項までを削る。

平成元年六月五日印刷

平成元年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局